

Title	都市と農村の抗争の近世的一類型：ザクセンのビール醸造営業をめぐって
Sub Title	Ein typischer Streit zwischen Stadt und Land in der Neuzeit, vorzüglich betreffs der sächsischen Bierbraunahrung
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.3 (1982. 6) ,p.335(107)- 364(136)
JaLC DOI	10.14991/001.19820601-0107
Abstract	
Notes	島崎隆夫教授退任記念特集号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820601-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都市と農村の抗争の近世の一類型

——ザクセンのビール醸造營業をめぐって——⁽¹⁾

寺 尾 誠

他所の土地柄を識ってたり町々の美しさや名前を数え上げるなんて、虚しい事よ、唯の
理屈さ。村のビール、その強たかさが判る、それこそ実地の地理学よ。⁽²⁾

「七年戦争」の戦火がまだ完全に収まりきらぬ1762年、戦いの舞台となったザクセン選帝侯国はすでに深刻な危機に見舞われていた。とりわけ財政再建のために国家機構を封建身分制的な領邦国家の伝統から解き放ち、より合理的な啓蒙専制国家へと脱皮させることが、この領邦の死活問題であった。ライプツィヒの富裕市民の出身で有能な官僚でありながら、首相ブリュールの不興を買い、野に下っていたフリッチュは、すでに50年代後半より、当時ワルシャワにいたブリュールに国家再建のための方策を再三提案し、62年4月末にそれが漸く認められて「再建委員会」の実現⁽³⁾となった。彼を委員長とする委員会の一年半にわたる精力的な活動は、再建され行く領邦国家に「ザクセン党」の啓蒙自由主義を刻印して行くことになる。委員会の「建議と判定」は、農業、鉱工業などの国民経済再建に関わるものを主要な柱としており、ここに中欧の後進小国ザクセンへの現実的認識を説

注(1) 醸造營業 die Braunahrung とは、ビール醸造を生業として営むことで、単なる醸造と区別される。後者は食卓用飲料醸造 das Tischtrunksbrau であり、自家消費を目的としている。これに対し前者は営利を目的とする醸造である。中世の都市法が整備された段階で、前者はパン焼、屠殺(肉販売)その他の手工業と共に、都市市民の生業として、独占化された。勿論、それは禁制圏 die Bannmeile の及ぶ範囲のことであり、そこにビール禁制圏 die Biermeile が成り立つ。それは禁制圏内の住民、特に農村在住者に特定都市の醸造ビールを購買させるビール強制権 das Bierzwangsrecht をその都市が行使することを意味する。裏返していえば、農村での醸造及びその醸造物の販売が禁じられる。但し、禁制圏内でも古くからの居酒屋は醸造業はできぬが販売はできるとされ(1379年)、圏外では永代居酒屋の主人 der Erbkretzschmar には一定量の醸造及び樽売する ausschrotten (卸売の) 権利が最初は慣習、後には領邦の法規により認められた。但し、貢租負担を領邦に納入する義務を負うものであった。但し、永代として認められぬ単なる居酒屋又は酒場 der Schenke においては、その場での小売だけが許されていた。この制限は禁制圏内にも妥当したが、後年、このビール小売販売権 das Bierverzapfungsschenkrecht を使って、樽売が行われたり、禁制圏内に他の都市のビールが持ちこまれ、都市との紛争の種となる。また永代居酒屋の制限違反も同様である。さらに貴族特に騎士には食卓用飲料醸造が免税措置の下に認められていたが、これも営利目的に利用され都市の激しい抗議を浴びた。なお、農家の自家用醸造は収穫時飲料としてのみ慣習的に許されていた。なお、これらの法制史的説明については F. A. Eichhof, Geschichte und unpartheische Untersuchung des Braunahrungsstreitigkeit zwischen Rittergut und Städte in Chursachsen, 1803, SS. 138~215. を参照。

(2) ゲーテが学んだ頃のライプツィヒ大学学生の流行言葉。J. Vogel, Goethes Leipziger Studenten Jahre, 3. Aufl., 1909, S. 39.

(3) H. Schlechte, Die Staatsreform in Kursachsen 1762-1763, Quellen zum kursächsischen Rétablissement nach dem siebenjährigen Kriege, 1958, SS. 13~59.

みとることができる。⁽⁴⁾それと共に注目を引くのが都市問題に対する関心の強さである。フランス系改革（カルヴァン）派の市民に対するルター派市民の村八分的仕打ちに対する鋭い批判もさることながら、62年10月に起草された「ザクセン選帝侯国における都市の状態について」という「建議」は、当時の都市と農村の関係の大変興味ある把握を示している。⁽⁵⁾戦災以上に都市を破滅させてしまったのは、戦前にすでに見られる原因である。そのためには、個々の都市特有の原因についての綿密な調査が必要であるとともに、諸都市に共通して見られてきた破滅の一般的原因が列挙される。その筆頭にあげられたのが、「諸都市から奪い去られた、あるいは侵害されたといった方が良い醸造営業」である。

ここに醸造というのはビールのそれである。そして、都市市民の窮乏は何よりもまず古くから専ら彼等にのみ認められていたビール醸造営業特権の侵害によるという。侵害しているのは農村の住人であり、彼等の密造、密売であった。もっとも農村といっても「農村にある最小のビール醸造・販売都市」、「村ビール」、「農村での麦芽製造及び醸造」、「村仲間のビール」と多義的である。最初のは、物品税都市と対比され、租税ショックや四季税の負担も最少であるといわれており、比較的新しい農村的な非特権の小都市を指している。シュレヒテは、そこで醸造及び販売で収益をしこたま物にしたのは免税の特権を持つ騎士農場であったと注釈している。⁽⁶⁾小都市、騎士以外に農民またはその他の農村住人もまた含まれていることは、その他の表現から推察しうる。肝心なのは、「再建委員会」が、都市の経済的危機を、農村関係者による都市特権の侵害から説明したことである。しかも都市の特権のうち、市民のビール醸造・販売の特権が焦点にすえられたことである。ザクセンにおいて、ビールをめぐる都市と農村関係者の間に、深刻な利害の対立が戦前から存在してきたという事実が、ここに浮び上がってくる。事実、「建議」もビール醸造に関する項の二節目で、この対立が数世紀にわたるものであったと報じている。

すでに1482年の領邦条令において、⁽⁸⁾都市を荒廃させたくないが故に農村での麦芽製造及び醸造が禁じられていた。聖職者と騎士が営利を目的にした醸造を行なっているのに対し、食卓用（つまり

注(4) Ebd., SS. 299~491, Nr. 52~67. Schlechte の整理によれば、国民経済、国家債務制度、都市制度、商業及びマスマクトップ制度、司法制度の五群に分類される。

(5) 改革派及びザクセンの敬虔派に対するフリッチェの同情的な態度については、ebd., SS. 46~59, 66~72. なお都市に関する建議は ebd., SS. 401~427, Nr. 60.

(6) 租税ショック das Steuer-Schock は、ショック・グロッツェン der Schockgroschen (60グロッツェン) の貨幣単位で課せられた地租。1628年に納税者の自己申請で作成の租税台帳を基準にしたもの。四季税 Quatember-Quantum は手工業収入と土地所有に対し課せられた混合税で、年四回四季毎に納入するために、そう呼ばれた。これらの租税の詳しい解説は、松尾展成『『九月騒乱』期における騎士領ブルシェンシュタイン所属集落(南ザクセン)からの請願書(1)』、岡山大経済学会雑誌12巻2号 345-349, 注(13), (14), (15)を参照。

(7) Schlechte, a. a. O., S. 406, Anm. 489.

(8) Ebd., S. 407, Anm. 492. Schlechte によれば聖職者や騎士が麦芽製造やビール醸造を販売目的で行っていることが問題であったという。なお Eichhof, a. a. O., SS. 22~23. によれば、違反者への処罰が初めて規定され、都市の独占権能が明確となった。

自家用) 飲料の醸造は許されるが、それ以上の醸造が禁じられた。ただし、負担を負う永代居酒屋、あるいは定められた期間以前、つまり昔から醸造権能を持ってきた者、あるいは一定の条件の下にビール缶の容器での小売を自家で許されている者、これらは商売を営んでも良いとされていた。

だが領邦議会に都市が繰り返し提出した苦情書は、こうして保証された都市の権能が、その後も頻繁に侵害されていったことを物語る。1555年には選帝侯は委員会を設置し、有名なグリムマ協約⁽⁹⁾を締結させざるをえなかったのである。この措置にも拘らず侵害行為は絶えなかった。史料の編者シュレヒテが省略してしまっているが、この叙述の後には、貴族と都市の間の醸造をめぐる長期間の紛争が長々と記されているという。

さて何故、農村関係者は都市醸造業に対し有効な競争を行ないえたのか? 「建議」はまず農村では原料が安いことを指摘する。もう一つ都市の側にも多くの弊害があった。営利の行過ぎ、時宜をえぬ得失計算、醸造における品質の純度や秩序の無視、市参事会員の眷族など特定家族の党派性、ビールに対する不法な課税査定、それに卑劣な優遇、これらにより顧客とビール営業の一連の活動を奪われてしまった。その結果、品質が悪く腐ったビールが出来上り、これを買うよう強制されている村仲間はそれを買いたがらず、むしろ他所の村ビールを密かに好んで入れたがる。都市に在住する市民でさえ、悪質のビールで自分の健康を損ないたくないから、食卓用の飲みものとして他所のビールを入れさせてほしいと許可を懇望せざるをえなくなった。以上はケムニッツとシュヴァルツェンベルクの醸造組織の弊害として語る事ができる。都市のビール醸造業には昔ながらの査定(1628年)による租税ショックがかけられており、醸造営業の衰退と共に過重な負担となっていたことも不利であった。さらに新たに営業税としての四季税が付け加わり、それがビールへの物品税の導入で法外な負担となった。これらの負担のため、都市醸造のビールは農村醸造のビールに価格の上でも対抗しえなかった⁽¹⁰⁾。このため納税が滞り、納税額の軽減を余儀なくされる場合もでてくる。

注(9) Schlechte, a. a. O., S. 403, Anm. 493., Eichhof, a. a. O., SS. 27~31.

(10) H. Huntemann, Bierproduktion und Bierverbrauch in Deutschland vom 15. bis zum Beginn des 19. Jahrhunderts, Dissertation Göttingen 1970, S. 73, Anm. 36, SS. 198~203. ビールへの課税は、製品へのそれと原料へのそれとが双方共にある。ザクセンについていえば1605年以来 die Tranksteuer 飲料税として1樽につき濃褐色ビール40グロッシェン、淡褐色ビール60グロッシェンが、製品に課せられていた。それが1702年にはそれぞれ24, 36グロッシェンに軽減され、1749年濃褐色ビールの方が32グロッシェンに引上げられた。この飲料税と並んで1615年に導入され、1641年に引上げられた領邦物品税及び1707年からは一般消費物品税と1641年から1766年まで断続的に、それ以来恒常的に乾燥した麦芽の碾割に対する製粉税 der Mahlgroschen がある。またビール取引には醸送税 das Geleite がかかり、ホップやチャーン(樽の塗料)、薪には、原料課税があった。結局、ビールには飲料税の他に四季税、租税ショック、諸物品税などが何重にも課せられていたのである。Schlechte, a. a. O., SS. 375~377. 全体で製品価格の何割になるかは十分正確には握みえないが、フンテマンは、ザクセン北部の都市ベルゲルンで18世紀末(1799年)に25%としている。彼の典拠である A. Bartscherer, Ausgaben und Einnahmen für ein halbes Belgerner Bier in April 1799, in: Jb. d. Gesellschaft für die Geschichte u. Bibliographie d. Brauwesens 1938, Jg. SS. 228~232によると、醸造価格8ターラー-23グロッシェン6 $\frac{3}{7}$ ブフェニヒの内に2ターラー-3グロッシェン8ブフェニヒの税込みで、飲料税と一般物品税がその中身であった。この割合は23.97%である。なお樽売の物品税が8グロッシェンで、さらに小売に際し1樽1ターラーの物品税がかけられ、結局1缶7 $\frac{7}{100}$ ブフェニヒで売

そもそも「建議」が都市問題の筆頭に、醸造営業をあげたのも、領邦財政の立て直しにとり重要な都市の納税が、ビール醸造業の沈滞により振わないという事情が憂慮されたからである。それは領邦の国益に反するもので、市参事会が醸造法令を充分に守り、租税関係の役人が慣例の法規を遵守し、党派や私益に偏らず、厳正な処罰を執行するように勧めている。と同時に領邦君主もこれまでの領邦法規、調停、公告を更めて確認し、都市醸造営業を守るべきであり、特に1721年に提案された委員会を可及的速かに設置し、これを真剣に支援することが望まれるとされた。それにより農村における不法なビールの醸造と販売を断固として束縛し、村仲間のビールの都市への導入にしっかりした制約を設けるように心がけられて欲しいという。

ただし、はっきりした規定ではないにせよ、一定の前提の下に特定の場所では、村ビールの導入を許すのが公正である。一つには選帝侯の城館や宮廷の所在地、他には大歳市の開かれる場所である。後者においては多くの他所者が寄り集るので、彼等の嗜好や健康を配慮し、その体質に合うビールを選び易くしてやることが望まれる。

以上が1762年に「再建委員会」によって起草された都市問題の「建議」の第一項目の概要である。次いで一般物品税、租税貢租、荒廃と空屋、裁判、市参事会員議席の任命、租税公庫や国王の公庫全体に必要な調整、農村と都市に在住する手工業者について、都市立の学校の改善の八項目が長期の視野で取り上げられている。この内、ビール醸造業との関連で特に注目されるのは手工業者の項目であろう。

そこでは都市も農業を営んでいるが故に、農業改善のために鍛冶屋、車大工、鞍屋などを確保するよう都市参事会に勧めている一方、手工業者が農村に住みつき都市の営業に手痛い損失がみられると指摘している。そして後者については、都市が領邦議会の際に繰り返し苦情をのべたて、例の1482年及び1555年領邦条令その他において、この種の不法行為が本格的に禁止されたのであったとし、以下の措置が主張されている。

- (a) 農村において農耕を営なまぬすべての手工業者は、都市に赴かせる必要が大いにあり、
- (b) 本来マヌファクトゥア⁽¹²⁾に属するすべての手工業者は、それ故都市に属するのであり、いかなる口実の下でも農村にあることは許されず、
- (c) 差し当り特にそれらの農村においてその手工業をこれまで営んできた者が都市へと強制されるべきでは

るから、全体の税金は小売価格の30.837%に達した。これでは赤字で人々は醸造から離れ、かつて17世紀初めに40軒もあった醸造業者のうちたった5軒だけが醸造しているというところまで19世紀初めには落ちこんだのであった。そして、北ドイツ一般についても、20乃至25%の租税負担が醸造業者にかかっていたといっている。

注(11) Schlechte, a. a. O., S. 409, Anm. 496. 農村の醸造を抑え、都市の醸造業を興隆させる目的で組織することが指令されたものだが、失敗に終る。

(12) マヌファクトゥアについては、R. Forberger, Die Manufaktur in Sachsen vom Ende des 16. bis zum Anfang des 19. Jahrhunderts, 1958, SS. 32~37. 作業場内の分業が発達した、工場 die Fabrik の先駆としてのマヌファクトゥアが発達したのは、ザクセンでは18世紀のことであり、それも史料の上でマヌファクトゥアと当時呼ばれたもののすべてが、そのようなものでは必ずしもない。

なく、

- (d) だから現在村々に定住してきた者でそこにそのまま終身いたいと欲する者は、その限りでこれに対しては都市が異議申立の権利を持たず、これを行使しない。

ビール醸造業だけではなく、他の手工業においても、近世初頭以来、都市と農村の間に抗争が続けられてきたことが、ここに確認されている。そして、その両方の項目において都市手工業の特権が強調され、その失われた地位の回復、擁護が建議されている。但しそれは純粹の復古ではなく、競争の自由を妨げる要因に対しては否定しながら、マヌファクトゥアによる手工業の近代化と農業のより自由な振興を目指した、啓蒙専制の自由主義の立場であった。だからビールについても条件付きの承認を提案し、手工業一般については、もう少し積極的に歴史的な変化に譲歩せざるをえない。ビールの方に厳しいのは、租税収入との関連もあるが、ビール醸造業の特権が中世以来の都市市民の周辺農村に対する排他的特権の柱の一つであったためであろう。そして、それを含め中世的な都市の特権の枠組に固執しながら調停的に近代化を提案しているところに、フリッチュを頭とする「再建委員会」やその内外の「ザクセン党」の啓蒙自由主義の重い制約があり、容易には脱皮しがたい過渡性がある。⁽¹³⁾

さて、都市と農村の抗争関係は中世末から近世にかけて執拗に展開し、その中で経済の近代化が実現して行く。これは我が国の経済史研究において一つの常識となっている。だが、そこで問題として取り上げられてきたのは、繊維工業、金属工業などの基幹産業であった。ところが1762年の「建議」は、ビール醸造業に関し、特有の抗争が近世初頭以来しばしば起ったと告げている。そこで、ここに焦点を絞ってみよう。

まず「建議」が極めて大ざっぱに示した事実は、第1表によって、より明確に認識しうる。それは1559年から1835年に到る約300年間のザクセン選帝侯国（1806年から王国）の最高裁判所つまり上訴審裁判所の記録から抽出したものである。⁽¹⁴⁾16世紀に向い領邦国家が整備された結果、領邦君主の人格と直接結びつかぬ裁判所が組織されたのだが、それはまた、15、16世紀のザクセンに展開した

注 (13) Schlechte, a. a. O., SS. 27~76. 「ザクセン党」とは、1772年にフランスの使者で歴史家のDubuat de Nançayによって parti saxon と名付けられたところからくる。彼は1762年に始まったザクセン政府の方向転換を Fritsch, Lindemann, Gutschmid, Wurmb, Ferber, v. Einsiedel, v. Vieth などの結集する、共和主義的志向の集団の影響とみたのである。このうち初めの四人までが、「再建委員会」のメンバーであった。再建委員会はこの他に三人のメンバーしかいなかったから、フリッチュ達が多数を制していたわけである。

(14) Appellationsgericht im Staatsarchiv Dresden 1559~1835. 約13,000の訴訟文書を含む膨大な手書史料を読み通すことはなしえなかったので、K. Blaschkeによって整理された Das Ortsregister 及び Das Sachregister を使用した。特に前者の整備された項目が役立った。なお、訳語として控訴審とせず上訴審としたのは、民事上の紛争を扱う、この上級裁判所は、ライプツィヒの上級宮廷裁判所や教会関係の宗務院、それに都市裁判所、土地領主の家産裁判所などの判決に対する控訴と共に、大侯家の成員、文書上の資格をもつ騎士農場所有者、同様の都市参事会員、司教座聖堂参事会員、大学、上級官吏などの特権層にとっては、一審の裁判であったためである。この裁判所の制度については、K. Blaschke, Das kursächsische Appellationsgericht 1559-1835 und sein Archiv, in: Zeitschrift für Rechtsgeschichte, Germ. Abt., Bd. 84 (1967), SS. 329~354. を参照。

略号 D = 農村が抗争相手
 A = 貴族が " " " "
 Bt = 官吏が " " " "
 H = 鍛造所が " " " "
 Bg = 市民(他の都市)が " " " "

I = Annaberg
 II = Chemnitz
 III = Flöha
 IV = Freiberg
 V = Glauchau

VI = Marienberg
 VII = Schwarzenberg
 VIII = Zwickau
 IX = Borna
 X = Döbeln

XI = Crinna
 XII = Oschatz
 XIII = Rochlitz
 XIV = Meiblen

第1表 上野藩裁判におけるビール抗争

郡	都市名	ビール抗争					抗争年 間	都市のその他の抗争対象、抗争年間(カッコ内は抗争相手)
		計	D	A	Bt	H		
I	Anneberg	2	2				1663~75, 1732	緑飾り1609, 1648, 1669, 1671, 1724, 1725, 1727(多くの都市や村と), 1728, 鍛造所での布類販売1734 緑飾り1609, 1648, 1669, 1671, 1724, 1725, 1727, 1729(全てAnnabergと) 緑飾り1727(Annabergと), 靴1651~56(Scheibenbergと), 禁制園1689(Crottendorfと) 緑飾り1727(" ") 緑飾り1727(" ") 緑飾り1727(" ") 緑飾り1727(" ") 緑飾り1727(" ") 禁制園1689(Crottendorfと) 鍛造所同士の水車用水1795
	Buchholz	2	2				1675, 1726	
	Elterlein	1	1				1675(Eilerleinと共に)	
	Geyer	2	1	1			1704~17, 1748~49(Grünhainと)	
	Jöhstadt	1	1				1669~84	
II	Scheibenberg	1	1				1669~84(Ober-Wiesenthalと)	
	Schleittau	1	1					
	Thum	1	1					
	Ober-Wiesenthal	1	1					
	Unter-Wiesenthal	1	1					
III	Chemnitz	14	3	8	2		1632, 1654~82, 1660, 1682, 1682~83, 1689, 1695~1700, 1728~35, 1735(2), 1740, 1741, 1765, 葡萄酒, 火酒各一件	
	Frankenberg	4	3				1684, 1699, 1734(2)	
	Stollberg	2	2					
	Zwönitz	1	1					
	Oederan	3	2				1659, 1731~85, 1802	
IV	Schellenberg	2	2				1696(Döbelnと), 1793, 不明一件	
	Zschopau	1	1					
	Brand	2	2				1669~93, 1715~18	
	Freiberg	14	8	5	1		1689(2), 1680, 1683, 1687, 1714~17, 1723~24, 1728, 1734, 1735, 1738, 1768, 1806, 1819~29, 葡萄酒一件	
	Meerane	1	1				1706~07(Glauchauと)	
V	Ernsthal	1	1				1722~24	
	Glauchau	1	1				1706~07	
	Hohenstein	4	1	1			1663, 1730, 1737(Zwickauと)1776, 葡萄酒一件	
	Lichtenstein	2	2				1717, 1803~31, 葡萄酒二件	
	Waldenburg	2	2					
VI	Lengenfeld	2	2				1694, 1713~18	
	Marienberg	1	1				1788~94	
	Wolkenstein	11	3	3	3		1670~74, 1698, 1706, 1711~16, 1721~22, 1736, 1751, 1752~55, 1765, 1797, 1798	
	Aue	1	1				1716の領利議会への苦情書には名を連ねる。	
	Eibenstock	6	3	2			1696~99(Schneebergと)	
VII	Grünhain	3	3				1663~68, 1669~99, 1741, 1747, 1748~49, 1752	
	Johanngeorgenstadt	4	1	2			1691, 1725~35, 1787	
	Lößnitz	1	1				1727(2), 1790, 1830	
	Neustädtel	1	1				1727~30(Schneebergと)	
	Schneeberg	13	4				1629~32, 1657~87, 1683, 1686, 1687, 1689~90, 1690, 1692~98, 1696~99, 1718~20, 1727, 1727~30, 1730~31	
VIII	Schwarzenberg	6	2				1670~71, 1675, 1690~1709, 1692~1707, 1718~20(Schneebergと), 1730	
	Zschornau	1	1				1657~87(Schneebergと)	
	Aue	1	1				1716の領利議会への苦情書には名を連ねる。	
	Eibenstock	6	3	2			1663~68, 1669~99, 1741, 1747, 1748~49, 1752	
	Grünhain	3	3				1691, 1725~35, 1787	
IX	Johanngeorgenstadt	4	1	2			1727(2), 1790, 1830	
	Lößnitz	1	1				1727~30(Schneebergと)	
	Neustädtel	1	1				1727~30(Schneebergと)	
	Schneeberg	13	4				1629~32, 1657~87, 1683, 1686, 1687, 1689~90, 1690, 1692~98, 1696~99, 1718~20, 1727, 1727~30, 1730~31	
	Schwarzenberg	6	2				1670~71, 1675, 1690~1709, 1692~1707, 1718~20(Schneebergと), 1730	
Zschornau	1	1				1657~87(Schneebergと)		

郡	ヒール抗争		抗争年間	都市のその他の抗争対象、抗争年間(カッコ内は抗争相手)	
	計	D A Br H Bg			
VIII	8	5 2	1673-91, 1682-92, 1736, 1792, 1822(2), 1832, 1824	パン、菓子1800(村と)、油1799(村と)、都市と貴族の権限1780(貴族と)	
	2	1	1735, 1745(Zwickauと)	製粉・製材・製油水車1755(村と)、村音楽師の禁止と都市音楽師の強制1792(村と)	
	3	1	1665-80, 1890, 1782	手工業の攪乱1720(Zwickauと村と)	
	3	2 1	1673-74, 1675, 1676, 1813	手工業の不正1724(村と)	
IX	3	2 1	1671-73, 1687, 1820	染色1714(Penigと)、手工業攪乱1720、歌行商1738(貴族と村と)、統治1731(貴族と)、新設水車1706(村と)、染池1696(村と)、酒券1809(村と)、石炭1688, 1816(いずれも村と)、市場賃租1742, 1746, 1772(いずれも村と)	
	27	13 10 1	3	1687-50, 1664, 1668-80, 1670, 1680, 1682, 1686-87, 1698-1700, 1708, 1718-19, 1725, 1731, 1735, 1739-42, 1745, 1745-49, 1759, 1769(2) 1773, 1782-1802, 1800, 1804, 1805, 1806, 1812, 1824, 葡萄酒一件	
	15	5 8 1	1	1604-05, 1666-72, 1674, 1676-81, 1683-84, 1693, 1698-99, 1738-39, 1735-39, 1740, 1747, 1757, 1766, 1807, 1829	糧物1732(Regisと)、パン1748-50(村と)、靴1734, 1739(いずれもLobstädt), 織1728(村と)、皮はぎ1671-91(貴族と)
	2	2	1785(2)	麻織物1721, 1791, 1796, 1799, 1806(いずれも貴族と)	
X	5	5	1570, 1586-1602, 1750, 1752, 1832	手工業攪乱1734(村と)	
	3	2	1725, 1736, 1739	手工業攪乱1734(村と)	
	9	8 1	1	1551-56, 1686-89, 1728-37, 1729-37, 1734, 1749, 1761, 1784, 1792	手工業1551-56(村と)、麻織物1595-96(Chemnitzその他に対し)、靴1630(村と)、肉1786(村と)、新設風車1818(村と)、水車用水1732(村と)、渡橋関税1730-32(貴族と)、織物1732
	7	3 3	1	1667-80, 1668, 1687, 1696(Zachopauと、但し、1703の同じ抗争には地名なし), 1715, 1775, 1832, 葡萄酒二件	革ズボン1676(Lommatzsch, Meissenと共にGroßenhainと)、村への郵便定住1727(貴族と)、巻パン(Siebenlehnと)
XI	5	3 2	1680, 1696, 1736, 1748, 1756	パン1797(村と)	
	3	3	1753-56, 1805, 1806	麻織物1595-96(Mittweida, Colditz, Leisnigと共にChemnitzその他に対し)、1696(Rochlitzと) 村の道路の権利1743(村と) 鷹殺権1720-24(貴族と)、塩賃租1795(貴族と)	
	1	1	1695-96, 葡萄酒一件	麻織物1595-96(Mittweida……と共にChemnitzその他に対し)、パン1692(村と)、俵豆1825, 1827, 1830(いずれも多くの村と)、新設の製材水車1731-32(村と)	
	8	5 3	1695, 1714, 1730-56, 1735-38, 1772, 1833, 1838, 葡萄酒二件	手工業攪乱(麻織物)、1785(村々と)、市場購買強制1677(村々と)、ムルア河の渡舟強制1669-1702, 1707, 1740-11, 1713-15, 1717(Trehsenと村と)	
XII	2	2	1708, 1766-60	麻織物1595-96(Chemnitzと共に……), 1696(Harthaと)	
	1	1	1744	村での皮はぎ1756(Meissenと)	
	5	8 2	1608, 1663, 1714-16, 1729, 1804		
	2	2	1666-1672, 1738-89, 葡萄酒一件		
XIII	1	1	1744		
	6	2 3	1	1667, 1678, 1682, 1685, 1693, 1697-98	麻織物(Leisnig等と共にChemnitzその他に対し)毛織物1695(Chemnitzと)漂白用小川1797(貴族と)
	1	1	葡萄酒二件	麻織物1565-71(多くの村々と)、袋色1714(Zwickauと)	
	1	1	1830葡萄酒一件	麻織物1595-96(Chemnitzと共に……), 1696(Harthaと)	
XIV	7	2 4	1	1681-83, 1682-85, 1701-03(Meissenと), 1717, 1726, 1730, 1739-46(葡萄酒・火酒と共に)	麻織物1603-1605(Dresden, Meissenなどと共に12ヵ村と)、1732(村々と)、革ズボン1676(Dobelnと共にGroßenhainと)皮はぎ1694, 1749(いずれもMeissenと) 葡萄酒樽1664(Meissenと) 建築材(酒類と共に) 1739-46(貴族と)
	1	1	1673	建築材(酒類と共に) 1739-46(貴族と)	
	1	1		巻パン(Großenhainと)	
	239	106 69 14 40	40		

社会的分業やそれに伴う流通・交通関係によって必至となったものでもある。古い中世都市と並び多くの農村市場、市場町、中小の新興都市が生まれ、従来の都市と農村の関係は流動化せざるをえない。また都市の内部にも、諸都市の間にも色々の摩擦が生じ易い。それらの変化は既存の秩序を守ろうとする者との間に軋轢をうむ。地方的な分立状態の大枠は克服しようがないとはいえ、領邦国家として近代化への長い過渡期に発生した様々の紛争、抗争を平和的に裁決して行くことが必要となる。かなり純粋に民事的性格のものが皆無とはいえないが、家産裁判領主制やそれと並行して存続してきた都市の属地的な自律、半自律の司法や行政の秩序に関わるものが多い。それらにおいて解決しえぬ紛争、抗争が上訴されて持ちこまれたのが、上訴審裁判所であった。従ってそこに登場してくるのは、それだけ根強い性格の紛争や抗争が多いといえよう。

さて、この記録から、今、都市と農村の抗争に関わるものを抽出してみた(第1図)⁽¹⁶⁾。南はエルツ・ゲビルゲのボヘミアに接する所から、北はグリムマ、オーシャッツ、東はロムマツチュ、フライベルク、西はボルナ、クリミツチャウ、ツヴィッカウで囲まれた地域の都市を昔の郡の区分で分けて表示してある。その地域はエルツ・ゲビルゲの大部分と北西ザクセンの南半分以上にまたがっているが、近世のザクセンにおいて社会的分業や市場経済の諸関係が最も内密的に展開した所である(第2図)⁽¹⁷⁾。最古の漂白独占を誇るケムニッツや新興の中心地として漂白独占を許されたロホリッツを南北の軸に、その周辺に広がるなだらかな丘陵地帯には、15世紀以来、麻織物業が発達して行く⁽¹⁸⁾。既存の都市のみならず、農村の各地にも亜麻の栽培と並行して糸紡ぎ、機織が行われ、そこから新たな都市化の波が生ずる。ケムニッツの漂白独占に対抗し、もぐりの漂白がフランケンベルク、シュトルベルク、オエデラン、チョパウ、グリュンハイン、ライスニヒ、デペルン、ハイニッヘン、コルディッツ、グリムマ、ミットヴァイダ、ペニヒなどにみられた。それらの多くは13世紀から16世紀にかけて市場町や小都市として成立、麻織物業の興隆と共に都市としての実質を備えて行くのであった。そして向背地としての農村工業に対して15世紀まではケムニッツ以外は殆ど沈黙を守つ

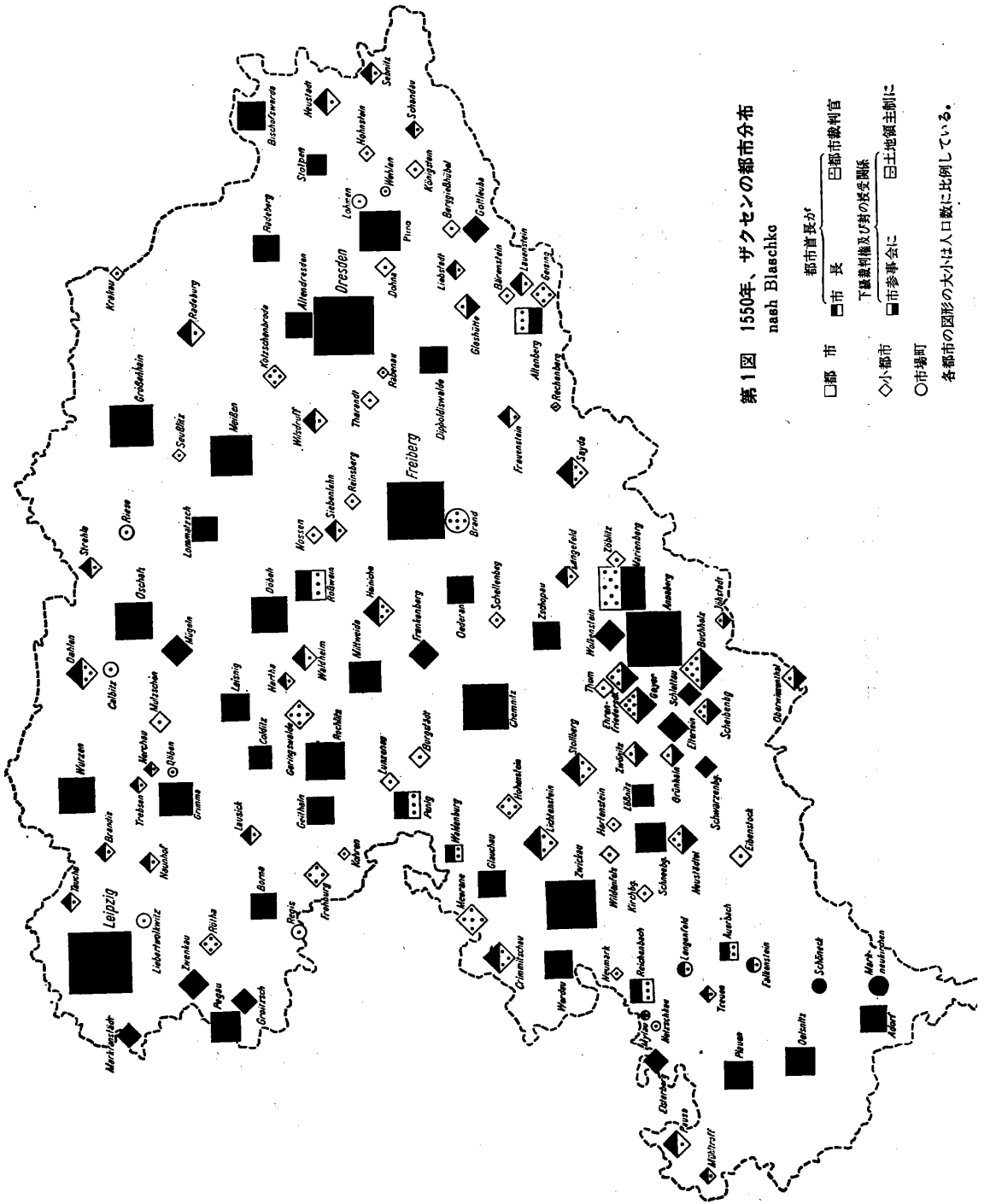
注(15) Ebd. SS. 330~335, 344~345. なお Blaschke はこの裁判所が民事的紛争のそれであったというが、複雑な等身分制の領邦国家においては民事的性格の紛争が同時に公的な秩序の抗争でもあったことを忘れてはならない。この点、Eichhof, a. a. O., SS. 226~261. は警察的視点を強調している。

(16) 第1図は、K. Blaschke, Zur Statistik der sächsischen Städte im 16 Jahrhundert, in: Von Mittelalter zur Neuzeit, Festschrift f. H. Sproemberg, 1956, SS. 136~137. の付図。なお Blaschke は Die Entstehung des Städtewesens という、発生史、制度史、交通史、経済史の諸観点を一枚の地図に表現する作業を殆ど完成し試し刷りまでしている。植民史、集落史、農地史、人口史の地図と共に、その公刊が待たれる。

(17) Forberger, a. a. O., SS. 72~205. 第2図はその付図 Karte der Standorte der Manufakturen. なお寺尾誠「近世初頭中部ドイツの農村都市、市場町について」(三田学会雑誌56巻8号と、Terao, Probleme der sächsischen Stadtgeschichte vom Spätmittelalter bis zur Neuzeit, in: Keio Economic Studies, vol. 15, No. 2, 1979. pp. 1~31. を参照。

(18) A. Kunze, Der Frühkapitalismus in Chemnitz, 1958; G. Heitz, Ländliche Leinenproduktion in Sachsen, 1961; G. Aubin und A. Kunze, Leinenerzeugung und Leinenabsatz im östlichen Mitteldeutschland zur Zeit der Zunftkäufe, 1940.

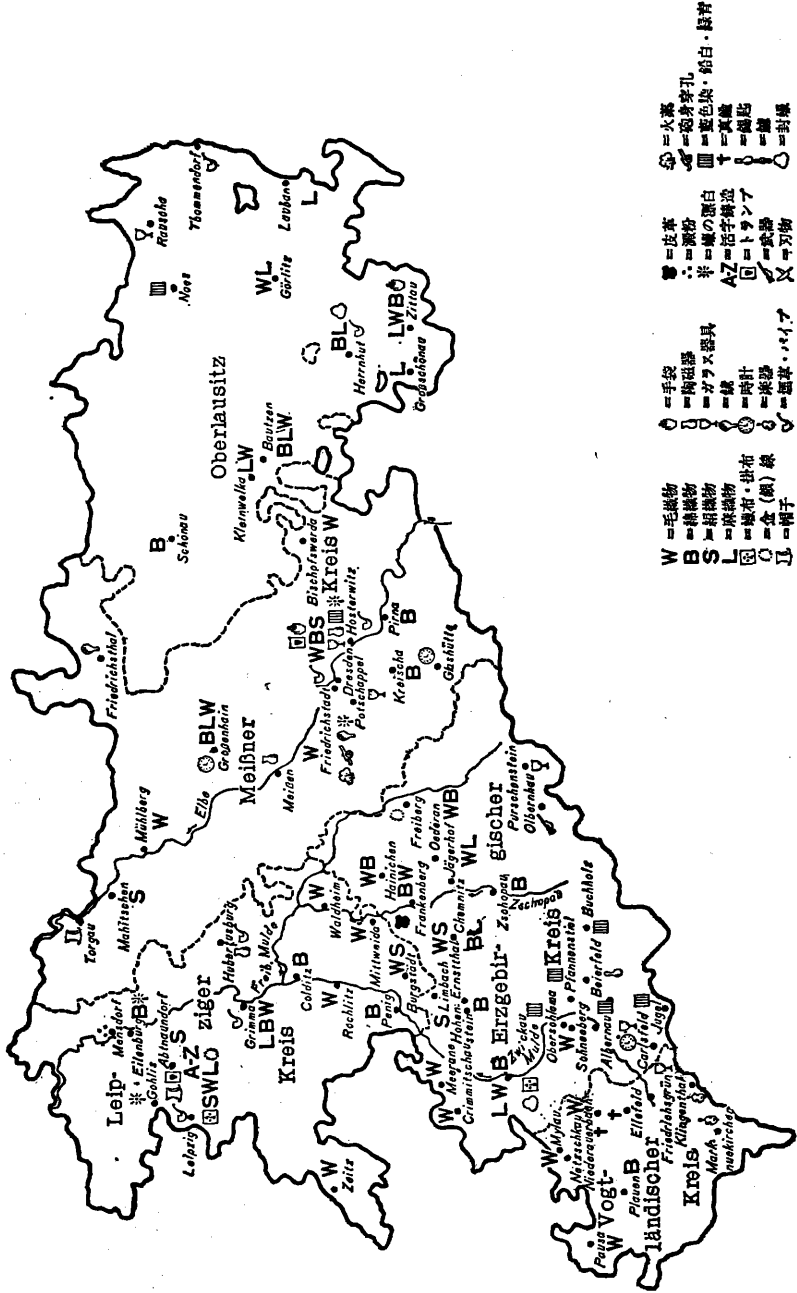
都市と農村の抗争の近世の一類型



第1図 1550年、ザクセンの都市分布
nach Blaschko

- 都市
 - ◇ 小都市
 - 市場町
 - 都市首長が
 - 市 長
 - 巴都市裁判官
 - 下級裁判権及び其の收受関係
 - 市参事会に
 - 田主地領主制に
- 各都市の図形の大小は人口数に比例している。

第2図 ザクセン地方マニファクトゥアの所在地 nach Forberger



都市と農村の抗争の近世的一類型

ていたのに対し、16世紀に入ると堰を切ったように、ケムニッツと連名して領邦君主に苦情書を提出することとなった。例えば1534年にはケムニッツを筆頭にフランケンベルク、ロホリッツ、ガイタイン、ミットヴァイダ、ハイニッヘン、チョパウ、オェデランが、79ヶ所270人の農村麻織工について苦情書を提出している。⁽¹⁹⁾

勿論、古典的な中世都市とその他多くの「半都市」⁽²⁰⁾の間の連帯は、共通の敵である農村工業に対する限りのそれであり、かつまた、それら「半都市」の間にすら容易に亀裂が生じたことはいうまでもない。第1表において1595年にミットヴァイダ、コルディッツ、ライスニヒ、ハルタの四市は、昔からの協定に違反したとしてケムニッツ、フライベルク、オェデラン、ロホリッツ、チョパウ、フランケンベルクを告訴したことが判る。なお、こうした連名での訴訟としてはロマッチュの例もあるが、それと共に個別都市による周辺農村への抗争例もある。フライベルク、フローベルク、グリムマ、ペニヒがそれである。

なお麻織物業より古く中世都市の生業であった毛織物業も、ザクセンの経済的興隆と共に盛んとなる。⁽²¹⁾16世紀初めには、ライプツィヒやナウムブルクの羊毛市場以外に、より小規模の市場がザクセンの地方都市で開かれるようになる。1581年にはツヴィッカウ、トールガウ、グリムマ、オーンヤッツ、ケムニッツなどの毛織工達が、他所者の商人達による羊毛買付によって被害を蒙っていると苦情を述べ立てている。第1表においても毛織物に関する訴訟例が散見されるが、麻織物ほどではない。ケムニッツ、チョッパウ、フライベルク、ミットヴァイダのうち、農村との抗争はフライベルクの例だけであり、後の二都市はケムニッツと抗争している。農村に深く浸透した麻織物業に対し、伝統的な毛織物業は都市に集中していたらしい。これは原料の羊毛が遠隔から供給されていたこと、また地元での供給者に騎士農場主（都市市民を含む）があったことによるものであろう。

さて16世紀以降、繊維産業において、木綿と麻の混紡織（バルケント）や綿織物、それに麻糸や絹糸を使った縁飾りやレースの製造が開発された。前二者は第1表ではみられないが、後者にはアン⁽²²⁾

注 (19) Heitz, a. a. O., SS. 34~100.

(20) 「半都市」とは die Minderstadt の訳語である。これは H. Stob の二論文 Kartographische Möglichkeit zur Darstellung der Stadtentstehung in Mitteleuropa, 1956; Minderstädte-Formen der Stadtentstehung im Spätmittelalter, 1960 によって西独学会に提示され、C. Haase などにより受容され、学会に定着したものである。この論文はいずれも、Stob, Forschungen zum Städtewesen in Europa, Bd. 1, 1970 に収録。それは領邦の分裂と中世都市の過多現象の相乗効果の下で、中世都市と農村市場町の中間に、多様な形で成立する都市的定住を一つの枠でつかむという作業仮説である。但し、その多様性のため、提示者自身においても、その内容理解が一定していない。第一論文では、中間的性格が、第二論文では半都市的性格が強調されている。都市と農村の等族身分制的関係を維持しつつ、新しい市場経済の展開に対応する領邦諸侯や貴族の政策と関わり合う以上、その多様性は止むをえぬ事実のそれであるから、一義的に規定する試みこそ愚かであることは云うまでもない。従って著者は最初から、あいまいな「半都市」の訳語を採用したのであった。これについては、Terao, Probleme ……., SS. 22~31. を参照。

(21) Forberger, a. a. O., SS. 153~161; Blaschke, Wollerzeugung und Wollhandel im östlichen Mitteldeutschland bis 1700, in: La lana come materia prima, pp. 67~74.

(22) バルケント織は、Forberger, a. a. O., S. 37, 95, 172, 312, 綿織物は ebd., SS. 116~177, 286~293. を参照。

ナベルクを中心の抗争がみられた。アンナベルクは1493年に建設された鉱山都市であったが、銀採掘の休止によって衰滅の危機に瀕した後、縁飾りやレースを編む生業が16世紀中に本格的となり、⁽²³⁾息を吹き返した。鉱山や製錬所を経営する女流企業家は900人の編工を雇用していたという。それは婦女子の家内労働であったが、鉱山業衰退後のエルツ・ゲビルゲの新しい特産物産業として栄えることとなる。すでに1609年には選帝侯の特別委員を介してこの産業の独占権を手に入れている。近辺の鉱山町ブッフホルツが1589年以来南独人の影響で人気を博し始めた「ブッフホルツ製」の縁飾りは10グルデンの罰金で禁じられ、横糸通しだけが許された。但し、ブッフホルツがその協約にしばしば違反したことは、第1表から明らかである。アンナベルクとブッフホルツは17、18世紀前半にかけて抗争している。それどころか1727年にはブッフホルツ以外の地域一帯の小都市もアンナベルクとの抗争関係に入っている。なお、この間に領邦君主は1609年の協約を固く守るよう敕命を繰り返した。

さてザクセンの南部にはエルツ・ゲビルゲの山岳地帯が横に伸びている。このエルツ・ゲビルゲ⁽²⁴⁾の中央部から西部にかけて鉱山業、金属加工業が15、16世紀に急速に発達した。すでに12世紀以来フライベルク市周辺では銀山が営業化していたが、1446年にはシュネーベルクで銀が発見され、1496年にはアンナベルク、16世紀に入るとプラント、ホーエンシュタイン、マリーエンベルク、シャイベンベルク、オーバー・ヴィーゼンタール、ガイアー、レンゲフェルト、トゥムと大中小の鉱山都市、鉱山町が地上に忽然と姿を現わして行った。その他、東部寄りのアルテンベルク、エーレンスフリーデルスドルフでは15世紀以来錫山が開発され、その後西方でも若干の発達をとげたものの、この方は短命であった。尤も銀採掘の方も決して長命であったわけではない。⁽²⁵⁾これに対しシュヴァルツェンベルクからツヴィッカウにかけて鉄の採掘も同じ時期に盛んとなり、しかも、これは19世紀までその生命力を持続しえたのであった。16世紀の銀山が領邦国家や南ドイツの大商業資本の介入により泡沫的な繁栄を遂げたのに対し、鉄山は近世全体を通じて安定した歩みが続けた。後者はまた種々の製鉄所を始め、ブリキ板、釘、針金、鎌、手斧、鋏、シャベル、スプーンなどの広範な製品を造る鍛造所を群生せしめた⁽²⁶⁾(第3図)。それらは水力を利用した作業所であったから、峡谷の谷間

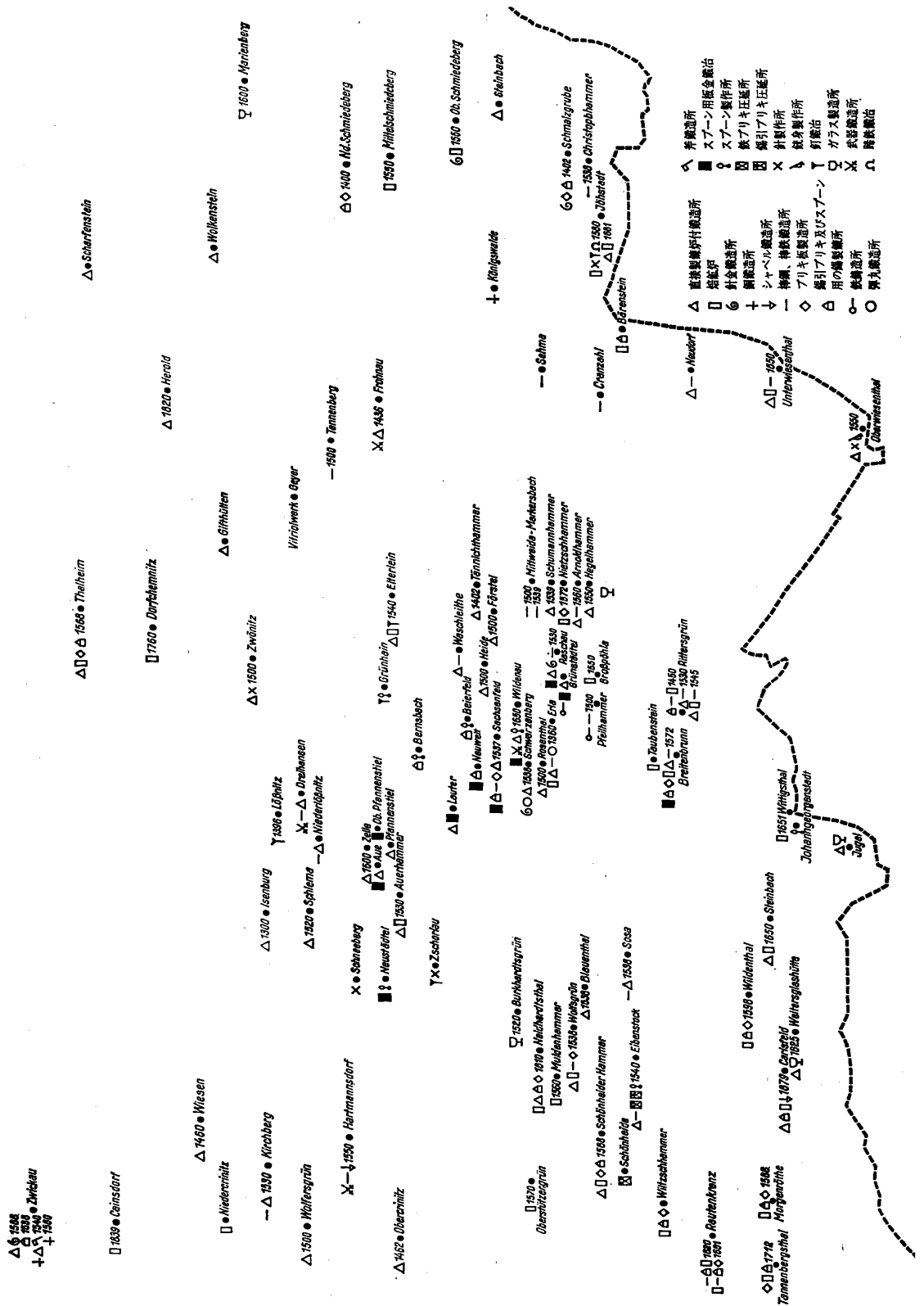
注(23) M. Grohmann, Festschrift zur 400 jährigen Jubelfeier der Stadt Annaberg 1496~1896, 1896, SS. 24~26.

(24) S. Sieber, Studien zur Industriegeschichte des Erzgebirges, Mitteldeutsche Forschungen, 1967, これは主に19世紀のエルツ・ゲビルゲの総合的な産業史の概観であり、鉱工業のみならず、この地域の内密度のこい分業の絡み合いを認識させてくれる。同様の叙述は、J. Müller, Die Industrialisierung der deutschen Mittelgebirge, 1938, SS. 31~55.

(25) K. Blaschke, Sachsen im Zeitalter der Reformation, 1970, SS. 38~43. Blaschke が15、16世紀の鉱山業の意義を高く評価しているのに対し、D. Zühlke, Historische-geographische Untersuchungen zur Stadtgeschichte der sächsischen Bezirke, in: Wiss. Abhandlgn. d. geograph. Gesellschaft in D. D. R., SS. 92~94. や S. Sieber, "Vom eisernen Erzgebirge" in: Forschung und Fortschritte, 38. Jg. 1964, SS. 265~270. は鉱山業の過大評価を警戒している。

(26) Forberger, a. a. O., S. 77, 87, SS., 178~203 及び付表。J. Müller, a. a. O., S. 37~55; S. Sieber, a. a. O.,

第3図 エルツ・ゲベルゲの金属工業分布 nach Forberger



のあちこちに工業立地を分散させていた。特にシュヴァルツェンベルクの一帯に南はヨーハンゲオルゲン・シュタット、北はエルターライン、アウエ、西はアイベンシュトックに密集していた。

さて、フライベルクのように12世紀以来の中世都市は勿論、シュネーベルク、アンナベルク、マリーエンベルクなどの鉱山都市が最初から都市の特権を賦与されていたのに対し、鉄の製錬、鍛造に従事する集落は工業立地が分散していて必ずしも最初から都市化するとは限らない。例えば、1282年に都市の特権をえたシュヴァルツェンベルクの周辺には第3図にみるように相当数の鍛造所が建設されていたが、それらは都市化していない。また北西に若干距離をおいたアウエは17世紀に、チヨラウは18世紀に市場町となっている。また西方のアイベンシュトックも16世紀、シェンハイデは19世紀に、それぞれ市場町となった⁽²⁷⁾。それらは、その限られた特権の与えられる以前に既に金属工業の中心地だったのである。

第1表の左側をみる限り、この地帯での社会的分業は微少な投影しかみせていない。フライベルクにおいて19世紀初頭に鉱業法について、マリーエンベルクとヴォルケンシュタインの間に18世紀初めに鉱業特分についての抗争がみられた他、例のシュヴァルツェンベルクが、南方のプライトンブルンの鍛造所集落との間にパンや肉の製造をめぐる抗争している。特に後者は後でみるようにビールについても抗争がみられた。

さて、北部に眼を転ずると、ボルナ、グリムマ、オーシャッツ、ロマッチュの各郡では、麻織物業と重なり合いつつ北方に向い、農業、牧畜業の比重が高くなる。主穀は勿論、バター、チーズ、卵、果物、それに肉や家畜などの多様な商品が生産され、行商の形でも取引きされて⁽²⁸⁾いた。それらは鉱工業のような局地的で内密的な専門化を伴わぬから、都市と農村の抗争はより古典的なものとなる。

手工業(麻織業を含む)についての抗争が散見される以外は、革ズボン、靴、皮はぎ、煉瓦、肉、

SS. 3~7, 74~85, 87~93. なおS. Sieber (Herausgeber), Um Aue, Schwarzenberg und Johannegeorgenstadt, Werte Unserer Heimat, 1974. Bd. 20は新しい郷土史研究の双書の一冊であるが、この地域の細部にわたり、経済史上、社会史上の変化を叙述している。

注(27) Ebd., SS. 17~34(Aue), 90~168(Schwarzenberg). なおそれぞれの集落史についてはBlaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen. 3. Teil, SS. 93~101. 及びW. Schlesinger (Herausgeber) Handbuch der historischen Stätten Deutschlands, 8 Bd. Sachsen, SS. 10~12 (Aue), 85~86 (Eibenstock) 328~329 (Schwarzenberg)を参照。

(28) H. Heibig, Quellen zur älteren Wirtschaftsgeschichte Mitteldeutschland, 1952, Bd. 2, SS. 30~33, Leipziger Hökenordnung 1505. A. Kunze, Der Frühkapitalismus……, S. 54. によれば、ケムニッツはエルツ・ゲビルゲ山地帯の労働者向けの穀物、家畜、魚などの供給基地であった。なお、Blaschke, Bevölkerungsgeschichte bis zur Industriellen Revolution, 1967, SS. 79~87. によると、北部農業地帯は中世後期の農業不況と近世初頭以後の南部における鉱工業の発達により、住民が減少し、荒廃が目立った。また、これを利用してそれらの農村を利用した騎士農場が多くなるという。Blaschke, Das Bauernlegen in Sachsen, in: Vierteljahrschrift für Sozial- u. Wirtschafts-geschichte, Bd. 42, 1955 SS. 97~116. またエルツ・ゲビルゲの穀物需要はザクセンだけで充ちえず、南のボヘミアから輸入することもあった。

都市と農村の抗争の近世的一類型

パンなどをめぐる抗争が僅かながら生じている。このうちパンをめぐる抗争はビール、肉と共に、⁽²⁹⁾古典的な都市営業特権に発するものであった。その他、市場強制、市場賃租、交通強制やその賃租、それに水車やその用水をめぐる抗争も若干みられる。

以上、様々の産業分野における都市と農村の抗争を観察してきたが、第1表の左側、つまりビールの醸造及び販売に関する同様の抗争はどのような特徴を見出しうるであろうか？

まず指摘されるのは、一つの産業部門として抗争の起る頻度が高いことである。この表では同一か所の間の抗争がある期間に集中して繰り返されている場合には、一件として扱っている。その中には20年以上（最高は31年）の件数が7件、11年以上19年までが12件もある。だから訴訟件数は表示の数より遙かに上廻っている。ブラシュケは上訴審訴訟事件のうち都市と農村の抗争の中でビール抗争は群を抜き約1,000件の訴訟が選帝国全体で行われたという。この表でも239件もある。また、訴訟が双方から繰り返しなされる件数が多いことは、ビール抗争の根が深いことを物語っている。これらの点から、1762年のフリッチュ達の現実認識が決して誇張ではなかったことが判る。

ところで、ビール抗争といっても単純に都市と農村のものだけではない。239件の内106件(44.35%)が都市と農村の間のものであるのに対し、69件(28.87%)は都市と貴族の間の抗争である。それに準ずるものに都市と官吏の抗争が14件(5.86%)ある。さらに10件(4.18%)は都市と鍛造所の間で、40件(16.74%)は都市と都市の間か、同一都市内の抗争であった。

今これらの訴訟類型のうち特徴的と思われるものを列挙すると、

① 村を相手とするもの

(イ)1664年、1670年、1745年の3回にわたり、ツヴィッカウの市参事会は、ラインスドルフ村の共同体を、ビール強制の件で告訴した。1749年には逆に村の側がツヴィッカウ市参事会を、同じ問題で告訴している。なお、この村は森林フーヘ村であったが領主の居館が15世紀には確認される。

(ロ)1723年、1724年に、フライベルク市参事会は、リヒテンベルク村の永代裁判官であるゴットフリート・ペーメを、牧草賃租とビール酒場の不法建設のために告訴した。なお1728年に、ペーメの相続者はフライベルクの醸造市民仲間をビール樽売の件につき告訴している。なおこの村は森林フーヘ村ではあるが、15世紀半ばに騎士の館があった。また1806年にフライベルクの醸造仲間は、この村の永代裁判官職の所有者ベッカルトを不法なビール販売のために告訴した。⁽³¹⁾

② 貴族を相手とするもの

(イ)1659年にオエデランの市参事会は、ペルニッヘン村(森林フーヘ村)の騎士農場に在住のフォン・シェンベルク家をビール醸造及び酒販売のかどで告訴した。なお同村のフォン・シェンベルク家は1731年、1782年、1735年に、オエデランの市参事会及び醸造仲間を、メンメンドルフ村(森林フーヘ村)にある居酒屋でのビ

注(29) H. Duncker, Das mittelalterliche Dorfgewerbe nach den Weistumsüberlieferungen, 1903, SS. 80 ~116.

(30) Appellationsgericht, Nr. 7988 (1664年), Nr. 7676 (1670年), Nr. 6856 (1745年), Nr. 5505 (1749年), Blaschke, Ortsverzeichnis, 3 Teil, S. 111.

(31) Appellationsgericht, Nr. 5624(1723年), Nr. 5625(1724年), Nr. 9183 (1728年), Nr. 10065, 10069 (1806年), Blaschke, a. a. O., S. 41.

ール販売に関し告訴している。⁽³²⁾

(d)1662年から1672年にかけて、オーシャッツの市参事会及び市民仲間は、ボルナとカニッツ村に在住のフォン・シュタールシェーデル家の兄弟2人及びコルメン村のクラウスハールを、ビール抗争のため告訴した。コルメン村は方形及び線形の農地をもつ広場村であり、1696年にはそれ以前に存在した領主の分農場から騎士農場ができた。⁽³³⁾

③ 鍛造所またはその集落を相手とするもの

(i)1675年にプアイル鍛造所の所長は、シュヴァルトツェンベルクの市参事会及び市民仲間を、ビール醸造及び小売に関し告訴した。なお1692年から1707年にかけて同市の市参事会及び醸造市民仲間は、鍛造所の所有主であるハインリヒ・フォン・エルターラインを、プアイル鍛造所(クライン・ペーラの)における醸造場と酒場の建設に関し告訴し、抗争している。なおクライン・ペーラは1525年にプアイル鍛造所が建設されて以来、出現した作業所集落であり、仕事場、住宅、納屋があった。ハインリヒはエルツ・ゲビルゲ一帯に多くの鍛造所を持つ鉄加工の専門家であるフォン・エルターライン家の一員である。⁽³⁴⁾

(j)1723年から1735年にかけて、ヨーハンゲオルゲン・シュタットの市参事会はユーゲル(鉄鉱山やガラス精錬所の集落で16世紀以来発生した)の永代裁判官であるマテウス・ブルクハルトを、ビール販売、製粉工程及び兵士の民宿に関し告訴している。なお1728年から1729年には、同一人物に対し、同市の肉屋の仕事仲間は屠殺や肉の販売について告訴した。また1691年にはガラス精錬所の所有者ユーゲル在住のクリスチャン・ヴィッティヒが、同市の市参事会を相手どり、ビール販売につき告訴している。⁽³⁵⁾

④ 他都市を相手とするもの

(k)1718年から1720年に、シュネーベルクの市参事会及び市民仲間は、プライテンホーフ鍛造所及び硫酸製造所の所有者クリスティアン・シュライパー(後にクリスティアン・フリートリヒ・コイト)とシュヴァルトツェンベルク市参事会の間に生じたビール樽蔵入れに関する抗争に介入すべく、シュヴァルトツェンベルク市参事会及び醸造市民仲間を告訴している。なおこの場所のプライテンブルンの集落共同体とシュヴァルトツェンベルクの肉屋仕事仲間と市参事会及び白パン焼き仲間の間には屠殺(1698年)、パン焼き(1707年)に関する抗争が起っていた。⁽³⁶⁾

(l)1701年から1703年にかけて、ロマッチュの市参事会は、マイセン市と同市の間にある村々におけるビール販売に関し、マイセン市参事会を告訴した。⁽³⁷⁾

⑤ 他都市または自都市の市民を相手とするもの

(m)1829年にボルナ市の醸造仲間は、ビール強制に関し、ロープシュテット村のヴァークナーを告訴した。なおこの村は、一部鋤返して出来る方形の耕地と地条からなる街路集塊村で、大規模の騎士農場が15世紀に成立していた。そして1764年には小都市、1791年には市場町とされた。なお1734年には、その靴屋の親方2人がボルナの靴屋の仕事仲間を、いわゆる攪乱行為につき告訴しているし、1739年には逆にボルナの方が同じ親方の1人を、その手工業の禁止に関し告訴していた。⁽³⁸⁾

注(32) Appellationsgericht, Nr. 9327 (1659年), Nr. 8791 (1731年), Nr. 8792 (1732年), Nr. 6101 (1735年), Blaschke, a. a. O., S. 29.

(33) Appellationsgericht, Nr. 207 (1666~72年). Blaschke, a. a. O., 2 Teil, S. 54.

(34) Appellationsgericht, Nr. 8959 (1675年) Nr. 1228 (1692~1707年). Sieber, Um Aue, S. 80, SS. 141~142.

(35) Appellationsgericht, Nr. 1660 (1723~1735年), Nr. 1511 (1728~29年), Nr. 7424 (1691年), Sieber, a. a. O., SS. 196~197.

(36) Appellationsgericht, Nr. 1482 (1718~20年), Nr. 7442 (1698年), Nr. 8399 (1707年).

(37) Ebd., Nr. 2354 (1701~03年), Nr. 2355 (1703年).

(38) Ebd., Nr. 12639 (1829年), Nr. 7267 (1734年), Nr. 7593 (1739年). Blaschke, a. a. O., 2 Teil, S. 11.

都市と農村の抗争の近世的一類型

(n)1696年にチョコパウ在住のマーク・クリスティアン・ウーレンの子供達は、デュペルンの市参事会及び街区長を、ビールの販売に関し告訴した。なお1705年にはデュペルン市参事会が醸造市民仲間は、マークとその最初の結婚でできた5人の子供をチャイツ村での醸造特権をめぐる抗争のため告訴している。この村は小屋住農が比較的多く、方形耕地と丘陵斜面状の地条の農地のある小村であった。⁽³⁹⁾

⑥ 以上の事例に厳密に当てはまらぬもの

(i)1658年と1661年にケムニッツ市参事会はリヒテンヴァルデ村在住の管区税務官を、ニーダー・ヴィーザ村でのケムニッツのビール強制の件につき告訴した。なおリヒテンヴァルデは14世紀来貴族の館と直管地のある村で、ニーダー・ヴィーザ村は領主の分農場のある森林フーヘ村であった。⁽⁴⁰⁾

(n)1786年と1792年にペニヒの壁外市アルト・ペニヒのブラウアーは、市参事会を不当な葡萄酒販売につき告訴した。⁽⁴¹⁾

以上にみられる通り、ビール醸造及び販売に関する抗争は複雑であった。都市市民に賦与された醸造営業特権に対し、都市と農村の社会的分業の進展を背景に、農村の住民とりわけビール醸造・販売の限られた権利を持つ永代居酒屋が大規模の醸造営業に乗りだしたり、都市により強制されるビールを無視して他所のビールを導入し、樽売(卸売)を始める。あるいはそのために新たに居酒屋が設けられる。それが都市の禁制圏の内部にまで及んでくる。都市市民の特権への侵害が一つの極限にまで達したのは③の(i)(n)や④の(i)に見られるエルツ・ゲビルゲの鍛造所の事例である。作業場の内部に一定数の賃金労働者が雇用され配置されるほど、分業が営利経済的に進む。この時、都市の特権に保護されたビールは、品質及び価格の点で鍛造所の経営企業家にとり割りに合わぬ。フリッチュの「建議」の中に、ケムニッツ及びシュヴァルツェンベルクのビールにつき、そうした弊害が指摘されている。経営企業家は自家醸造によってこれに対抗したし、さらには居酒屋新設により自己の労働者のみならず、隣人達にも新鮮なビールを安く売り出して行く。未成熟ながらも労働力の商品化によって始まった経営企業の実質的な計算合理性は、中世都市の自己に一方向的に有利な形式的計算合理性の独占的歪曲に対し、最も頑強で、有効な戦力であった。例えば1682年の特別委員の報告によると、シュネーベルク市は、シュヴァルツェンベルク管区の鍛造所長達に対し、ライプツィヒの上級宮廷裁判所に訴訟を起していたが、これを調停により取り下げ、自家醸造を彼らに認め、但し、近隣の村々への樽売、小売は許さないという妥協をシュネーベルク市は余儀なくされたのである。局地的市場経済は、こうした鍛造所の醸造営業において、当時の状況では相対的に内密的で開放的な基底に達したといえよう。⁽⁴²⁾

さて、都市と農村、とりわけ都市と鍛造所の間こうした前向きなビール抗争に対し、異質の要

注 (39) Appellationsgericht, Nr. 6955 (1696年), Nr. 1364 (1705年), Blaschke, a. a. O., 2 Teil, S. 49.

(40) Appellationsgericht, Nr. 9299 (1661年), Nr. 9300 (1658年), Nr. 9301 (1661年), Blaschke, a. a. O., 3 Teil, S. 33 (Lichtenwalde), S. 35 (Nieder-Wiesa).

(41) Appellationsgericht, Nr. 11049 (1786年), Nr. 11205 (1792年).

(42) Eichhof, Geschichte……, SS. 87~88, Beylage IX, Extract des Commissarischen Berichts v. 5. April 1682. 諸田実「ドイツ初期資本主義研究」135~156頁は、「監督・親方層の兼営する居酒屋」の経営の前近代性を一面的に強調している。

素が入り込むことによって、事態が複雑となる。元来、農村から分離して都市が成立し、封建君主の特権によって、都市と農村の経済活動の分担が固定化された時から、都市市民の醸造営業権(Braunahrungsrecht)が土地の所有と結びついた地域的な生業独占を法的に正当化したのである。だから「そこにおいて人は、我等の都市や小都市に慣習的なように、醸造しパンを焼き、また葡萄酒、ビール、蜂蜜酒を小売りすることでもって、売り買いをしてよいし、できる⁽⁴³⁾」。とくにビールの醸造権は、土地を持つ市民なら誰でも行使しえた。そして当時の醸造技術が比較的単純であり、資本もさほどかからなかったから、市民の生業として多数の人々が醸造に従事していた。それだけが収入源であったわけではなく、兼業収入であったが、多数の市民の生業を保証するものとして決定的に重要であった⁽⁴⁴⁾。そのために一定の距離の内部においては都市市民の利益を保護するべく醸造営業の禁制を設けることとなった。「第一にその都市周辺1マイル近くには、古くから自ら醸造したり、麦芽を造ったりする飲食店や居酒屋でも、40年、50年前になかった場合には、今後一切あってはならず⁽⁴⁵⁾、ビールを販売してはならぬ」。これに対し禁制圏の外では、原則として一定の制約の下に居酒屋が許容されていたが、それは1379年の領邦法規にあるように、一つの慣習権の法的承認であった⁽⁴⁶⁾。

注(43) Ebd., S. 145, Anm. 5. das Dresdener Privileg vom Jahr 1403.

(44) Huntemann, a. a. O., 5. 80. すでに15世紀において、アイベックは700, ツェルプスト550 ハムブルク520, ゲッティンゲン380, プレーメン300, エルフルト250, ヴィスマール, ライプツィヒ200等と多数の醸造業者がいた(Ebd. S. 96)。グリムマでも170(1505年), 276(1600年), 303(1618年)の数字だったし、ザクセン北部のトールガウでは、285(1600年), ベルゲルンでは40(1600年)であった(Bartscherer, Zwei Beiträge zur Geschichte d. Brauwesens. in Mitteldeutschland, in: Jb. d. G. f. G. u. B. d. Brauwesens, 1936 Jg. S. 47)。アインベックの場合、14世紀以来、遠隔地向けの醸造をしていたし、また、北部沿海都市の場合のように同様の目的で大規模の醸造経営をもつものもいたから、醸造者の数は一様ではなかった。ビール醸造には原料の大麦芽、ホップ以外に、乾燥水車で碾割、煮沸、醸造の工程に必要な燃料(薪)や容器、道具、施設、それに全工程についての労賃そして製品のビールを容れる樽やその塗料が必要だが、技術水準の低い当時においては、小規模に営業可能であり、市民の家々で醸造されていた。ある程度分業が発達してきても1人の醸造親方に1人乃至2人の補助労働者で済んだ。彼等はまた必ずしも専業ではない。ベルゲンの例では、夏の間は大工や左官屋で、冬の間醸造屋となっている(Bartscherer, Von der alter……S. 145)。このため都市では醸造期間が冬の間限定されていて、これが農村との抗争を招いた(Ebd. S. 129)。また乾燥や樽造りは専門家に委ねることもあった。(これらについては Bartscherer, Von der alten Torgauer und Belgener Brauermeister und ihren Hülfersleuten, in: Jb. d. G. f. G. u. B. d. Brauwesens, 1937 Jg. SS. 112~167; M. Höchstetter, Aus dem Betrieb einer kleinen Landbrauerei um das Jahr 1875, in: Jb. d. G. f. Gu. B. d. Brauwesens, 1935 Jg. SS. 113~123を参照。)資本のかかる醸造用の鍋も賃借りしえたし、ベルゲルンのように市の鍋を製作させたところもある(Bartscherer, Zwei Beiträge……, SS. 48~59)。1450~1620年のハムブルクの数字では、大麦とホップが60%, 薪と賃金で20%, 後の20%が租税であった(Huntemann, a. a. O., S. 85, 151)。なお他の地方についてはあるが、都市ビール醸造業史(ニーダー・ザクセンのユルツェン市)の詳しいモノグラフとして、Hans von der Ohe, Brauer, Bier und Bürger, 1972. がある。

(45) Eichhof, a. a. O., SS. 10~18. Das Mitweydaischen Privilegium d. a. 1401 (Ebd. S. 17f. Anm. 12, S. 154, Anm. 31)1379年の領邦法規では、禁制圏内での醸造は禁じられたのであるが、ミットヴァイダの上の例のように慣習的な権利として容認されている場合もあった。これは1654年のデュベルンの特別委員の裁決でも醸造しない村々は都市のビールだけを、モックリッツ村以下5ヶ村は年三回、グライフェンドルフ村は五回の醸造だけが許され、それ以上は都市のビールを買うように指示されていた(Eichhof, a. a. O., SS. 71~75)。だが都市側はビール抗争の激化と共に、禁制圏内は勿論、禁制圏の外に対しても内への持ちこみを防衛するためにビール禁制圏(die Biermeile)の距離測定の問題を領邦議会に持ちだし、領邦侯裁定までこぎつけている。設置してあったはずの境界石標が不明になったためでもあったが、その裁定は騎士層の激しい批判を浴びた。Eichhof, a. a. O., SS. 71~75.

(46) Ebd., S. 18.

さて、こうした禁制が領邦君主及び各個都市の公権力によって次第に厳しく施行されて行ったにも拘らず、農村の側が、これに違反し、密造(密売) *unterschleifen* もしくはもぐり酒売り *winkelschenken* に敢えて出ていけたのは何故か。特にそれが上訴審裁判にまでかけられたとなれば、それなりの法的根拠を示しうる余地があったといえよう。ザクセンにおけるビール抗争の法制史的研究を同時代的に公刊したアイヒホーフによると、それは慣習的な食卓用飲料の権利 *Tischtrunksrecht* であるという。都市と農村が法制的に区別される以前においては、この権利は共同体の自由成員であれば誰にでも無制限に認められていた。それは事実の上で制限する必要がなかったからで、都市の確立と共に、醸造営業権が法制化されて初めて制約されることとなる。封建国家の重商的営利の観点に立つてこそ、都市市民にのみ醸造及び卸売が生業として認められたのであった。⁽⁴⁷⁾ これに対し農村住民は専ら農業に従事するものとされ、一定の営業貢租を納める市民が醸造するビールを自己の農産物と交換で購入して飲むことで満足し、自らは醸造から遠ざかった。その結果、主に禁制圏外の居酒屋での一定限度の醸造や販売は貢租負担と引換に法制的に認められたが、勝手に醸造したり、大量に樽売することはなしえなかったのである。但し収穫時にのみ、過去よりの習俗があれば一定量の醸造をなしうるが、結婚、幼児洗礼など他の祭儀においては都市のビールを購入するよう強制されていた。⁽⁴⁸⁾

これに対し「食卓用飲料醸造権」が大幅に公認されたのは、貴族である。⁽⁴⁹⁾ 封建国家の上部構造の担手である彼等が、自家用の目的で醸造する分には、その権利を自由に行使しえた。それは村の居酒屋のように租税負担をかけられず、免税のために承認証が必要とされただけであった。都市に在住の貴族には、農村からの持込みさえ許されていた。それは都市市民の営業と競合しないという建前で認められた、自生的・慣習的な自由であり、もし都市の法制上の特権と衝突するような行為に出るとすれば、いわゆる占有訴権の対象とはなりえないものであった。

注 (47) Ebd., SS. 138~169.

(48) Ebd., S. 185.

(49) Ebd., SS. 138~261. アイヒホーフは、それは本来「自生的、慣習的な権利」でしかなく、後世に人為的、法制的に設けられた都市の「醸造営業権」が決定的に優位に立つと考えている。だから農村に在住者特に騎士がその自生的権利を楯に密造、密売を行なうことは、権利の濫用であり、後者の権利の不当な侵害だと考えた。特に彼の法学者精神にとり我慢ならなかったのは、騎士達が都市から訴えられ、訴訟になった場合、訴訟の決着の付くまで事実上の占有状態が保護される *possessorium ordinarium* 又は *possessorium summarium* (本来は *summarismum*) の権利を主張し、認められたことである。これは16世紀以降のローマ法導入と関係し、本来、物に対する事実支配が侵された場合、その現実的支配の事実そのものを理由に侵害の排除を請求する権利であった。*ordinarium*は本権の訴 *petitum* と並び、*summarium*はそれらの準備的段階の権利である。これがドイツに17世紀に導入されると *ord.* の方は占有の期間や正当性、つまり占有訴権が本権の内容となり、*sum.* の方は、現在や最近の占有事実そのものに関することとなる。特に後者は *possessor* に限らず、全ての事実上の支配者が当事者たりえ、所有権と対立する占有訴権制へと発展して行く。この点に関しては、川島武宜「所有権法の理論」136~169頁を参照。アイヒホーフは原則的に都市と同じ立場で、この権利濫用を排したが、同時に「誰が」、「何時」、「如何に」の三点で騎士側に制約を加えることを主張した。(Eichhof, a. a. O., SS. 123~128, SS. 240~250.) また領邦議会でも都市から訴えられた場合の、反証提出の期間をめぐる問題としても議論された。特に1555年の2か月以内の証拠提示の規定をめぐる攻防については、第2表を参照。

ところが、すでに見たような変化が、都市と農村の間に生じ、農村での営利活動が都市側の禁制にも拘らず前進して行った。農業に従事しない住民が増大するにつれ、商品としてのビールが農村でも需要された。当時の条件ではまだ不完全でしかなかった労働力の商品化ではあったが、農村は都市の一方的な強制と禁制を甘受してはいらなかった。これは特に農業との兼業が難しい鉱山業、金属工業の地域において現実となった。こうした新しい市場機会を目前にみて、貴族、特に発達しつつある貨幣経済に直面し、現金収入を欲していた騎士達が、農民と共に、自ら醸造、卸売に乗りだしたのは当然であろう。彼等は自家用飲料の口実を充分に使うことができたし、自らの農場で原料の大麦を安く生産もしえた。それに免税であったから彼等はこの産業部門に殺到して行った。

都市と農村の確執は、ここに都市と貴族とくに騎士の対立を伴い、増幅することとなった。さらに複雑さが、領邦国家の官僚、官吏の抬頭と一部都市市民の、官僚化・貴族化によって、広がるのであった。前者については⑥の(i)に一例をあげている。全体では管区税務官が三件、管区職員三件、物品税顧問官二件、上級宮廷裁判所出納官、都市代官、御料地執事、租税検査官、森林監督官、それに牧師、各々一件であった。アイヒホーフによれば、各種の顧問官や税務その他の行政職から末端の職員に到るまで広範囲の人々が何らかの特権にありついていた⁽⁵⁰⁾。だが、基本的には貴族のように醸造の自由まで含む場合は少ない。郡長は年に一度だけ醸造の自由を許されているのに対し、歓待用の名目で牧師は自家需要以上の醸造ができた。だがそれ以外は食卓用飲料として他所のビールを持ちこむことができる程度であった。だが、制約された、この権利もまた営利目的に使われたのである。後者、つまり市民の官僚化・貴族化は、領邦国家の体制整備と、近世期の社会経済構造の停滞というドイツ近代化の矛盾の産物だといえよう。分立国家の制約の下で近代化の展望につながるのは、官僚制の整備であったから、領邦君主を始めとする人格的主従関係から独立の機構整備が徐々に図られ、その限りでは市民とりわけ大学を終了した専門人の登用が必至であった⁽⁵¹⁾。そして彼等の活動が貢献するのと比例して、その官職が或る程度に彼等を身分制社会の貴族身分へと同化させて行く。国家再建に啓蒙自由主義の情熱を燃したフリッチュにしても貴族身分に上昇したライブツィヒ市民であった⁽⁵²⁾。近代化へのこうした重い足どりの中で、近代化への、もう一つの動きは、市民の経済的活動にあった。例えば③の(i)に出てくるフォン・エルターライン家は、貴族身分の出身を想わせないがエルツ・ゲビルゲの金属工業を振興して行った。さらにアンナベルクの縁飾り編み

注 (50) Eichhof. a. a. O., S. 184. f. 広範な官吏、職員と並び、ライブツィヒをはじめとする大学にも一定の食卓用飲料の権能が与えられていた。

(51) K. Blaschke, Die Verwaltungsgeschichte als Spiegel der gesellschaftlichen Entwicklung, in: Annali della Fondazione italiana per la storia amministrativa, 2 (1965) pp. 9~21; Blaschke, Sachsen, SS. 22~33.

(52) Schlichte, a. a. O., SS. 46~76. フリッチュは元来ライブツィヒの進歩的な出版業者の息子であったが、法律学の勉強の後に官吏となり 29 歳の若さで騎士農場を入手, 30 歳には帝国貴族身分となっている。

都市と農村の抗争の近世的一類型

の創始者もこの一族の女性だとい⁽⁵³⁾う。こうした経済的な富を生産のうちに投じようという前向きの姿勢に対し、富を流通に、信用に、さらには封建的刻印をはっきり残す土地やそこに成立していた諸権利に投ずる後向きの態度を示す人々も多かった。ここに市民の貴族化の深い根拠がある。相反する二つの傾向が、領邦国家の下部においても上部においても交錯し、敵対したり妥協しあいつつ、長い複雑な過渡期を経て19世紀に到る。近世を通じて発生したビール抗争は、その複雑な筋道の一つであった。なお⑥の(ロ)のように葡萄酒の販売をめぐる訴訟事例も若干ながら記録されている。だが、都市内部での抗争であり、ビール抗争とは比べものにならない。また19世紀にビールの強敵として登場する火酒も、ケムニッツで一件の抗争を起しているのみであ⁽⁵⁴⁾った。

ビールをめぐる抗争の舞台は、裁判所だけではない。16世紀以来の領邦国家構築に伴い、裁判制度が整備されていったとはいえ、貴族にとっては上訴審裁判所が第一審に当るから、都市側のいらだちをよそに引き伸しを凶ることも珍しくなかつた。時間と共に費用がかさむだけではなく、ローマ法の受容によって占有訴権が貴族達に有利な影響をもたらした。彼等は裁判の続いている間は、既成事実の占有状態に留まることができた。このため都市側はしばしば実力による報復処罰の拳に出た。1622年の領邦議会において騎士身分の代表がのべ立てたところによると、ポルナ管区において「襲撃」が敢行され⁽⁵⁵⁾た。ポルナ市はビールの貯えも乏しい上に、その品質も劣悪なのに、当地の裁判領主を無視して武装して襲いかかった。他所から入れてきたビールを暴力的に没収し、元来貴族にとっては義務のない都市のビールを買うように強要した。また1676年の領邦議会においても騎士は苦情をのべ、裁判が過剰になった上に、襲撃によって殺人や死も恐れられると申し立てている。いささか誇張ぎみではあるが、ビールの販売機会をめぐる競争が非平和的な形をとったことも事実で、1552年のドレスデン市参事会、1584年のフライベルクの醸造仲間は農村に対する打毀しを実行し、これらの自己防衛の行過ぎから18世紀中にそうした「ビール戦争」は禁止の方向が打ち出され、代りに巡察制度が採用されてい⁽⁵⁷⁾ったのである。

領邦国家が形を整えて行く過程で都市が自己の特権を守るために取った行動は、他にもある。彼等が代表派遣の権利をもっていた領邦議会に苦情を突きつけ、領邦君主の政府に立法や行政上の措

注 (53) Sieber, a. a. O., S. 80, 87, 140f.; Grohmann,S. 24f.

(54) Appellationsgericht, Nr. 1578 (1706~07年) Huntemann, a. a. O., SS. 224~232.

(55) Eichhof, a. a. O., S. 46. なおケムニッツ市は1628年に襲撃が阻止されたことと苦情を述べ立てているし、同年の騎士側の苦情にも都市の実力行使があがっている。また1715年の代表議会においても都市側は、司法官僚が都市の襲撃を拒否すると不満を表明している。なお農村への襲撃の例は、Blaschke, Sachsen....., S. 35. に、1517年にフォークト・ラントで起った場合が指摘されている。ローデヴィッシュ村の居酒屋主人が、他所のビールを入れて売ったところ、アウエルバッハ市の市民が出掛けてきて、ビールを飲み干し、樽を打ち割った。

(56) Eichhof, a. a. O., S. 79.

(57) Eichhof, a. a. O., SS. 252~261. アイヒホーフは1419年のフライベルク市のように「マイルの内部の凡ての新しい居酒屋は廃止し、壊し、破壊さるべし」という *juris irruptionis* があるのが当然で、法への違反への現物処罰だとしている。但し、その行き過ぎから1799年のように罰金の形に移ったという。

第2表 領邦議會におけるビール抗争

協約・協定	<p>1379年 領邦法規：禁制圏内でも永代居酒屋はビール販売しうる。但し醸造はできない。禁制圏外の販売及び騎士農場所有者は従来の慣行に留まる。</p> <p>1482年 領邦条令：農村在住者は身分を問わず、(買租を負担する)永代居酒屋以外は食卓用飲料以上に醸造しえない。処罰は採封の停止。</p> <p>1537年 領邦議會 ↓ 領邦侯の特別委員会：禁制圏を基準とした調停。</p> <p>1551年 領邦侯指示令：農村での醸造による損害を認め、等族身分維持の必要から、農村での醸造の権利につき証換の提出を命ずる。</p> <p>1554年 領邦侯の新しい特別委員会</p> <p>1585年 領邦侯裁定：ビールの醸造や販売は市民の営業であって、農村での営業ではない。なお告示で都市の苦情があつてから2ヵ月以内に証換立てせよとされる。但し履行はそのまま。</p> <p>1561年 領邦議會～1595年領邦議會：都市の側から地主貴族や官吏の権利濫用への苦情と共に、騎士の側からも都市ビールの品質低下や購買強制への苦情が高まる。</p> <p>1601年 領邦議會、27都市の苦情：Chemnitz,Dresden,Rochlitz,Mitweyda,Geithan (官吏、牧師も含む食卓用飲料権の濫用) Mügeln (期間を区切らぬ一年中の醸造、樽、桶での販売) Rochlitz,Mitweyda,Geithan (村酒場の売買、賃貸) Lommatzsch (居酒屋や農家での醸造)</p> <p>1612年 領邦議會、領邦侯裁定：農民は農耕に専念すべきで、それが商業に手を出すのは不可。</p> <p>19都市の苦情：Meißen,Marienber,Oschatz,Lommatzsch,Scheibenberg</p> <p>1628年 領邦議會、37都市の苦情：Zwickau,Stollberg,Dresden (自由な食卓用飲料醸造) Lommatzsch (違法の販売) Chemnitz,Rochlitz(村での販売) Rochlitz,Mitweyda (醸造時期) Zwickau,Marienber (購買強制への不服従) Chemnitz (襲撃の阻止)</p> <p>騎士側の苦情：裁判領主を無視した襲撃による酒場や領民からのビールの暴力的没収。</p> <p>1640年 領邦議會、21都市の苦情：Meißen,Schneeberg,Geyer,Wolkstein,Ehrenfriedersdorf,Thumb.</p> <p>1646年 代表議會、領邦条令：①聖職者は定められた量の食卓用飲料醸造しうる(免税)、それ以上の醸造権もつもの樽、桶、大桶で販売しうるが、課税される。牧師館での販売は禁止②選帝侯顧問官、聖職者の官吏、大字は自由な食卓用飲料をもつうるが、その他の官吏は年に一度だけ醸造しうる。食卓用飲料の名目で密造、密売した場合は採封の停止。</p> <p>1658年 代表議會、68都市の苦情：Zwickau,Stollberg,Dresden (自由醸造、醸造認可) Oschatz,Zwickau,Döbeln (聖職者の醸造、販売) Dresden,Oschatz,Freyberg,Chemnitz,Mügel,Meißen,Grimme,Döbeln,Oederan,Zschonau:(貴族、騎士農場所有者の食卓用飲料の濫用及び醸造所の新設)Geithan,Freyberg,Schneeberg,Marienber,Wolkstein (醸造時期) Meißen,Zwönitz,Grünhain,Scheibenberg (都市からビールを買わせぬ強制) Lommatzsch,Scheibenberg, Ober-Wiesenthal,Elterlein (村ビール、但し最後の二つは醸造所ビール) Brehme,Gräfenhainichen (他の村や都市のビールの持ちこみ)</p> <p>1661年 領邦議會、1657年に領邦君主によって懸案解決のため約束された代表者委員会が、長い間未解決であった「国粉」の解決を決議、その方向によみだした。委員会は個々の都市の苦情についても決裁した。その原則は醸造営業は都市のみに認められるもので、速やかな裁判を含む強制権能や地域協約により監視し、処罰される。食卓用飲料への制限を強めると共に、裁判中の占有権を認めた。解決案の提示された都市27 (Leipzig,Dresden,Zwickau,Freyberg,Meißen, Ober-Wiesenthal, Schwarzenberg, Scheibenberg,Zwönitz,Mitweyda, 延期の都市 (Lommatzsch, Geithan),他に言及のない都市(苦情があつたのに)26。</p>
1430年 Freyberg	
1446年 Grimme	
1462年 Hayn	
1482年 Döbeln	
1504年 Freyberg	
1505年 Pirna	
1514年 Grimme	
1524年 Neustadt	
Zwickau	
Grimme	
Weimar	
Oelsnitz	
Saalfeld	
1555年 Grimme協約 (醸造協定)	

1681年～1699年 騎士の不満、引伸し工作により、領邦君主の特別委員会が有効に活動しえず、抗争再燃、領邦君主の直轄地での不正も指摘される。
 1699年 領邦議会、17都市の苦情(醸造業の衰退と飲料税の減少)；Zwickau, Mitweyda, Annaberg, Schneeberg, Marienberg, Eibenstein, Eibenstein (最後は醸造所の醸造)
 1711年 領邦議会、物品税のための特別委員会の調査をめぐり、騎士側は実態認識の不足を訴え、都市側は他所からビール移入や都市近隣での醸造に苦情。
 43都市；Meißen, Döbeln, Zwickau, Roßwein, Zschopau, Ober- u. Wiesensthal, Johanngeorgenstadt, Schlettau, Grünhain, Siebenlehn, Buchholz, Borna, Leißnig, Grimme, Oederan, Zwönitz, Wolkenstein, Frankenberg, Stollberg.
 1715年 代表議会、都市側の苦情(襲撃しようとする)司直当局が拒否している)；Dresden, Leißnig, Schneeberg.
 1716年 領邦議会、34都市の苦情；Dresden, Lommatzsch, Schneeburg, Zwönitz, Oederan, Ave, Scheibenberg, Schlettau, Noßen, Döbeln, Leißnig, Wolkenstein, Zschopau, Thum, Grünhain, Siebenlehn, Roßwein, Schneeburg, Geithain, Eibenstein (最後の5都市は1718年に追加)
 1722年 領邦議会、領邦君主、議會冒頭に都市に醸造業の危機を認め、1555年の2ヵ月以内証立を要求する。50都市の苦情；Meißen, Borna, Colditz, Döbeln, Grimme, Zwickau, Chemnitz, Schneeburg, Crimmitschau, Siebenlehn, Thum, Oederan, Wolkenstein, Zschopau, Noßen, Schellenberg (BornaとDöbeln市周辺に30ヵ所も新設と苦情)。
 1728年 領邦議会、都市側の苦情(一般消費物品税の重い負担と燃料の薪の値上り)；21都市 Zwickau, Meißen, Lommatzsch, Eybenstein, Wolkenstein, Borna, Leißnig, Grimme, Oschatz.
 1731年 領邦議会～1737年領邦議会、1722年決定の代表者委員会が動かず、1737年に漸く再組織(騎士側7人、都市側7人、騎士側は小委員会から2名大委員会から2名、全体から3名、都市側は1722年のままとすると、Leipzig, Dresden, Wittenberg, Plauen, Zwickau, Neustadt a.d. Orla, Langensalza)
 1742年、1746年、1749年の領邦議会にも多数の都市から苦情が提出される。特に46年、49年にはSchneeberg, EibensteinなどErzgebirgeの諸都市が多い。
 1756年～1763年の間「七年戦争」があり、このため領邦議会は14年間催されなかった。
 1763年 領邦議会、領邦侯宣言(都市と農村の抗争は一般的私事とみなし、専ら法の問題として扱う。特別委員会は放棄される)苦情も次の議会で決載。
 1769年 領邦議会、領邦侯宣言(騎士農場の醸造により都市の状況さらに悪化、1502, 1653, 1661, 1670, 1673, 1676の各年の解決案や裁定引用)と苦情；Zwickau, Schneeberg, Marienberg, Grünhain, Noßen, Döbeln, Grimme, Colditz, Leißnig, Meißen.
 1787年 領邦議会、領邦侯裁定(醸造業の衰退についての苦情にかきまじり、騎士の固い防衛に都市の権能減る。税負担も重い)と苦情。
 1792年 通則(自由な食卓用飲料に於いて、①財産分割の際に免除の食卓用飲料の封は住居や作業場のある農場のみ残る②それを他人が耕作する場合、持主を支配しその封をもち受け取るが、領邦君主の承認が必要③その封は主農場又はその持分の権利にのみ及ぶ④法の公示以後にのみ妥当⑤等族賃租を主張する場合、1748年の時期をめぐり観察すること)
 1793年 領邦議会、領邦侯裁定(以前の都市の苦情に対する) (醸造制度を改善し、より良いビールを醸造すべきである。新設の認可は公医の査定により妥当な量である。)
 1793年 領邦議会～1799年領邦議会、都市側は個々の苦情を提示するよりも、醸造業の全体的な衰退とその理由を領邦政府最上層に訴える方が得策と考えた。
 1799年 領邦議会、通則①不法に持ちこまれたビールへの罰金 ②地域飲料税のための醸入のリスト整備 ③襲撃に代り公権による巡察)但し、認可、証拠立て、占有訴権にはふれていない。

訳語
 醸造協約=der Brau-Vertrag 領邦法規=das Landesgesetz 領邦命令=die Landesordnung 領邦侯指示令=das landesherrliche Mandat.
 醸造協定=die Brau-C(K)onvention/領邦侯裁定=die landesherrliche Resolution 告示=das Ausschreiben 領邦議會=der Landtag.
 代表議會=der Ausschusstag 特別委員会=C(K)ommission 代表者委員会=Deputation 領邦侯宣言=die landesherrliche Erklärung 通則=das Generale.
 告示=Ausschreiben.

置をとらせて行くという方法である。第2表はアイヒホーフが領邦議会の文書を中心にまとめたビール抗争の概観を年表化したものである。彼自身は都市と騎士との間に重要な協約、協定の結ばれた時期を画期として時代区分をしているが、⁽⁵⁸⁾ここでは、それを参考にしつつ、さらに経済上の変動も考慮して説明してみたい。なお、農民など一般の農村住民は領邦議会に代表権を持っていないから、確執が都市と騎士の間にあったという形式で表わされているが、⁽⁵⁹⁾実質において都市と農村住民が抗争したことは、第2表にみられるとおりである。

ザクセンにおけるビール抗争は、個々の都市と農村在住者の間で15世紀に始まり、協約で一時的に休戦の形をとった。それと共に、食卓用飲料の醸造に初めて公的な制限が設けられた（1482年）。15世紀の後半は農業の長期的不況と農村工業や鉱山業の伸張が交錯した時期であったが、ビールの原料としての大麥の価格の低迷と初期資本主義的な階層分化や分解が、葡萄酒よりも安く供給しうるビールへの需要を次第に増加させていった（第4図）。⁽⁶⁰⁾農業在住の騎士や上級貴族も、収入減のためビールへと鞍替していく。こうした需要増大に対し都市と農村の供給競争が始まる16世紀になってビールへの需要が引続き増大する。⁽⁶¹⁾人口変動が上向きに転じ、穀物価格が上昇したことは、農村関係者に有利であり、特に食卓用飲料として免税の特権を持っていた騎士には恰好の営利機会が与えられた。と同時に、エルツ・ゲビルゲの鉱工業や中西部の織物工業が引続き興隆していったから、

注 (58) Ebd., SS. 10~137.

(59) Ebd., S. 9f. (1)都市が政治制度と醸造営業を得た最古の時代から、1482年に領邦条令が与えられる迄、(2)1482年から1555年の告示まで、(3)1555年から1661年の「国紛」の解決まで、(4)1661年から1676年に領邦醸造協定が出来る迄、(5)1676年から、醸造営業のために設けられた委員会に関し領邦議会で議論が行なわれた1722年迄、(6)1722年から1799年まで（アイヒホーフの時代区分）。

(60) Blaschke, Bevölkerungsgeschichte……, SS. 79~87. ブラシュケは1300~1550年間の農村人口の変動が北部のライプツィヒやグリムマの管区で5~7%の減で、南部エルツ・ゲビルゲでは20~40%の増であることを示し、農業に不利な賃金・価格構造による北部での荒廃の発生と南部での鉱工業の隆盛による農村への人口集中の結果だとしている。14世紀後半から15世紀にかけての長期農業不況を指摘したのは、W. Abel, Agrarkrisen und Agrakonjunktur, 3. Aufl. 1978, SS. 57~103であるが、Huntemann, Bierproduktion……, SS. 43~93.によれば、ビールの主原料である大麥は100キロ当り、北ドイツで18.4グラム銀（1401/50年）から13.3グラム銀へと下っている。他方、南ドイツでは同時期に24.6グラム銀から16.7グラム銀で、絶対値が北より高かった。それはまた、南の葡萄栽培地と北の主穀栽培地の対照をも意味し、北では早くからビールの消費量が多く、14世紀末から15世紀にかけて特に15世紀後半に上昇した。フンテマンが全ドイツの数字から作成した第4図をみると、この期間にビールの価格が葡萄価のそれに対し極端に低かったことが判る（本稿131頁）、Huntemann, a. a. O., S. 46, Abb. 4）。但し民衆の購買力が減じて行く15世紀後半から16世紀にかけて、ビールの需要が高まっていったという。ザクセンに関しては、この点がエルツ・ゲビルゲの鉱工等の発達から証明されようが、一方多少の葡萄酒生産が行われていたザクセンでは、需要交替が16世紀半ば頃になって本格化したという。ザクセンのピッターフェルト市の市庁舎酒場では1525年にはまだ葡萄酒の売行が良かったが、1556年には利益の89%がビールであった。

(61) Ebd., SS. 120~166. 大麥は北ドイツで17.2グラム銀（100キロ）から38.2グラム銀へと1501/50年から1551/1600年に上昇し、ビールの価格も、0.15グラム銀から0.34グラム銀へと略同じ上昇率を示したが、にも拘らずビール消費量は増えている。にも拘らずライプツィヒでは1561/90年の81.3ヘクト・リットルから、1591/1620年の142.8ヘクト・リットルという年売上量が出ている。フンテマンは16世紀前半の年1人当りの消費量を400ないし500リットルとし、北ドイツではそれより多いとみている。それが1600年頃には500から1000リットル（Huntemann, a. a. O., S. 189では600リットルとする）になる。なお、濃いビール das Vollbier に対し、薄いビール der Kofent の需要が増えたという。

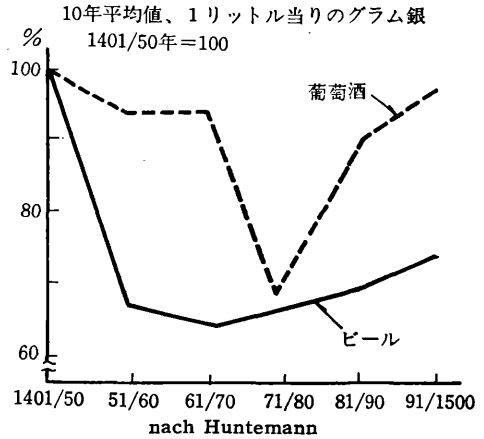
都市と農村の抗争の近世的一類型

農村関係者との摩擦が漸次激しくなる兆候はありながらも、都市市民の醸造業も拡張しえた。都市と農村の抗争は、麻織物工業に重心があったのである。例えば、当時のビール抗争の主投グリムマにしても市民醸造業者の数は170 (1505年) から276 (1600年) と増えているし、同じく早くから抗争のあったフライベルクでも1年の醸造回数 は 577 (1569~70年), 616 (同75~76年), 651(同76~77年), 752(同77~78年) と急増している。⁽⁶²⁾

かくて領邦国家が、ビール醸造をめぐる都市と農村関係者の関係に対し、従来の等族身分制の枠内で、

都市に有利な法的措置をとったものの(1551~1555年)、両者の本格的対立は次の世紀に向けて漸く激しさを増していくのであった。世紀の変わり目にはエルツ・ゲビルゲの銀資源が枯渇し、ザクセン初期資本主義の早熟な興隆期は、長い停滞と進歩の格闘期にとって代られる。人口の増大と相まって農産物の価格は上昇を続けるが、鉱山業衰退に増幅された手工業の沈滞は特に都市において著し⁽⁶³⁾。それは都市のビール醸造に打撃となる。ライプツィヒでは1561~1570年から1611~1620年の間に大麦(小麦)の値が238%も上ったのに、ビールの方は135%しか上昇しなかつた。⁽⁶⁴⁾第2表によると、領邦議会への都市側の苦情は、17世紀に入って激増の一途をたどる。ケムニッツ、ロホルツ、ミットヴァイダなど麻織物工業の中心地が目立つと共に、やや遅れてマリーエンベルク、ツヴィッカウ、シュネーベルク、シャイベンベルクなどの鉱工業の中心も加わり、遂には1653年に両者の大合唱となる。そこには主だった都市以外に、中小都市が参加しており、特にオーバー・ヴィーゼンタールやエルターラインのように、鍛造所でのビール醸造営業について苦情を提出するものがでてくる。⁽⁶⁵⁾繊維工業、鉱工業の諸都市が苦情申し立てに大挙して立ち上っていることは、この時期の彼等の経済的苦境を物語っている。なお、オーシャッツ、ロマッチェ、ミューゲルンのような問題の地域の北西部にある農業地帯の都市も無視できない。

第4図 ドイツにおけるビールと葡萄酒の価格
1451年~1500年



注 (62) Ebd., S. 96 (Grimma); Eichhof. a. a. O., S. 152f. Anm. 27 (Freyberg. なおそれには Schellenbergの数字もある。)

(63) Zühlke, Historisch-geographische Untersuchungen……, SS. 92~96. 彼の興味ある統計によれば、1550年と1834年を比較すると商業や鉱山の中心地では9のうち、6がその重要性を減じ3が不変であった。重要な手工業中心地は14が共に不変、それよりランクは下だが手工業が盛んな都市22のうち13が不変、9が重要性を増している。

(64) Huntemann, a. a. O., S. 148, S. 211, Abb. 27. (本稿134頁の第5図)

(65) Eichhof, a. a. O., S. 59, Anm. 97. オーバー・ヴィーゼンタールはビール販売のため新しい醸造所を建てた二つの鍛造所につき苦情をのべ、エルターライン市も購買義務のあるにも拘らずビールを買わぬ幾つかの鍛造所長に不満を申立てた。

さて、こうした都市の抗議行動に拍車をかけたのは、「三十年戦争」の混乱であった。ザクセン北部のツールガウでは、1620～1623年に醸造用鍋の原料である銅や醸造原料である大麦、ホップや桶用の塗料チャンが急騰している（「悪貨充満時代」）。またライプツィヒの市場で当時優勢に競合していた小都市ベルゲルンのビール醸造業も1632年に戦火に見舞われ、40年代には衰退してしまっている⁽⁶⁶⁾。

今や、ビール抗争はザクセンの「国紛」Landgebrenchen とされ、領邦君主の政府はその解決のため、積極的な介入に乗りださざるをえない。都市側の苦情を受けて、聖職者や官吏の食卓用飲料の権利を制限し⁽⁶⁷⁾、さらには代表者委員会を設置して、個々の都市に解決案を提示した。こうした都市側の苦情に圧された領邦政府に対し騎士側はローマ法の占有訴権を楯に抵抗し、事実上の変化（醸造所建設などの）を合法化するという手段に出た。このため折角締結された醸造協定（1676年）が半ば死文化したまま17世紀後半が推移していく。この間に都市側の苦情が余り多くみられぬのは、領邦政府の介入がある程度の効果をあげたことと並んで、当時の複雑な経済状態の故でもあろう。「三十年戦争」の結果人口が激減し、穀物価格は下り、手工業製品や賃金は上昇した⁽⁶⁸⁾。これは都市醸造業にとり生産費の低下と需要拡大を意味する限りで有利な材料である。だが戦火による人口損失及び住宅、仕事場の破壊は都市の方が著しい⁽⁶⁹⁾。それに農民や騎士も穀物価格の値下りに対処すべく、穀物加工業としての醸造業に乗りださざるをえない（231頁の第5図）。しかももぐりの醸造営業には租税負担がなく、都市醸造の独占営業よりも競争的であるから品質も良い⁽⁷⁰⁾。都市と農村のビール抗争は、こうした複雑な関係を縫って展開したのであったが、18世紀に向い、穀物価格が上昇しだす中で、農村関係者が再び優位性を増していく。特に食卓用飲料醸造の権利を持ち、従って免税特権を利用し、原料購入も安く抑えうる騎士達が、醸造業によって自らの土地所有の実を全うした⁽⁷¹⁾。騎士の例ではないが、ライプツィヒの壁外市にある聖ヨハネ施療院1640年の領邦君主の訓令により年四回の醸造までしか免税としないことになったのに、30年戦争の被害を口実に56年迄

注 (66) Bartscherer, Zwei Beiträge……, SS. 41～44, SS. 52～59.

(67) G. Müller, Die Braugerechtigkeit des Leipziger Johannishospitals, in: Jb. d. G. f. G. u. B. d. Brauwesens, 1936 Jb. S. 69. には、すでに1640年にライプツィヒの聖ヨハネ施療院に対して、租税訓令で、患者及び関係者食卓用飲料は許すがそれ以上の醸造は都市の醸造営業を弱めるとして禁じている。なお、この施療院は自前の大麦を使い、壁外市の醸造業者に醸造を委託し、一年中販売していたし、他市タウハのビールも持ちこんでいた。

(68) 本稿134頁の第5図。手工業者の賃金動向については、Huntemann, a. a. O., S. 181. にライ麦（キロ単位）で表わしたライプツィヒの賃金購買力の推移が示されている。8.3（1551/60年）、10.6（1601/50年）、18.3（1651/1700年）、16.7（1701/50年）、12.1（1751/1800年）。

(69) Blaschke, a. a. O., SS. 88～97. 1628年と1646年租税の台帳を較べると、納税額は都市で24%、騎士領の多い地域で6%となって、都市の損害が大きかったことを物語っている。

(70) 都市ビールの品質低下は、騎士、農民、そして市民の常識ともなったが、Huntemann, a. a. O., SS. 220～222. によると、等量の麦芽を入れて産出するビールの容量（或は等量の大麦又は小麦から注ぎ出されるビールの容量）が、1670年代から一貫して増大し続けたという。（本稿135頁の第6図）Huntemann, ebd., S. 221, Abb. 28）。これを麦芽でみて1650年に1ヘクトリットルの麦芽に対し140リットルのビールだったのが、1750年には約210リットルのビールとなっている。なお村ビールの品質については、ebd., SS. 173～176. 本論文冒頭の学生の流行言葉のみよ。

(71) Ebd., S. 218f.; W. Abel, Geschichte der deutschen Landwirtschaft……, 1962, S. 296.

都市と農村の抗争の近世的一類型

これを守らず、この年にライプツィヒの醸造親方達の苦情を受けて、領邦君主の役人との交渉に入る。彼と市参事会代表との一致した観察として、施療院が市民に醸造の許されぬ夏にもビールを自由に販売し、居酒屋を開いているという。結局1658年より租税を負担したようであるが、1684年に施療院の自家消費分が658グルデン17グロッシェン8プフェニヒ、売り上げ現金が591グルデン10グロッシェン8プフェニヒであり、自家（委託）醸造の費用が230グルデン9グロッシェン4プフェニヒであるから、純益は361グルデン1グロッシェン4プフェニヒであった。収益率は28.8%（1572年にも26.5%）⁽⁷²⁾であり、フンテマンの提示する数字とも大体において合致している。

さて、ビール醸造営業をめぐる市場経済的な力関係は第2表にも表われている。一旦沈静したかにみえた諸都市の苦情が世紀末から18世紀前半にかけて再び殺到してくる。従来登場しなかったアイベンシュトック、ヨーハンゲオルゲン・シュタット、ブッフホルツ、アウエ（以上鉱工業関係）、シュトルベルク、フランケンベルク、ロスヴァイン（以上繊維工業関係）、ズィーベンレーン（農業地帯）といった中小の都市の名がみえる。個別都市の苦情から都市群全体の農村関係者への抗議へと転換し始めたことが読みとれると共に、この時期の手工業経済の低迷の深さも認識しなくてはならぬ。例えば、シュヴァルツェンベルク郡のアイベンシュトック、アウエは周辺に多くの鍛造所を従えた新しい農村よりの自生型の小都市（市場町を前身とする）⁽⁷³⁾であった。それらの経済的苦悩は、ビールをめぐる都市と農村関係者の抗争を象徴しているともいえよう。前期的性格を多分に帯びた15、16世紀の初期資本主義が、より近代的な産業資本主義へと脱皮していくには、数世紀にわたる時間が必要であった。だが、その過渡期の一般的な停滞状態や富の流通、金融、土地関係への偏倚に加え、分立国家やその下での都市の過多という特殊ドイツ（ザクセン）の事情が考慮されなくてはならない。⁽⁷⁴⁾ 勿論、ザクセンは比較的新しい植民地域であり、領邦国家の分裂もそれほど激しくはない。それでも農村からの自生的な中心地が、封建領主制によって上から等族身分制の網にからめとられ、中間的な「半都市」群とされたことは事実である。そこでは都市と農村の矛盾、対立が微妙な中間小都市群の存在のため、積極的な側面よりも消極的な側面において歪んで表現される。中世都市の市民的特権の一つであるビール醸造営業をめぐる抗争が、異常に長く執拗に続いた所以である。そして別の条件の下では、より自由な手工業、市場経済の中心地となることのできたであろうアイベンシュトックやアウエも、中世的な特権を楯に周辺の鍛造所と対立するに到ったのである

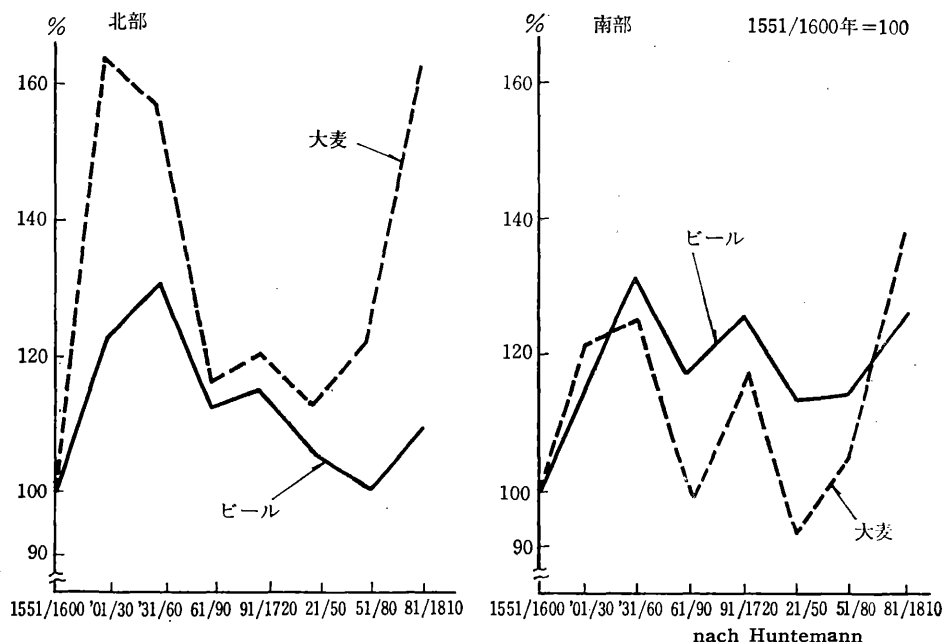
注 (72) Müller, a. a. O., S. 72. 尤もミュラーの報告では、この年近隣の小都市タウハの良質ビールを57樽（316グルデン10グロッシェン6プフェニヒ）も買入れ、その上ホップや労賃の値上りもあったので経営は苦しかったと述べている。但し、タウハのビールが全て自家消費されたのかどうかは不明である。

(73) 第1図、第3図参照。アイベンシュトックは、Eichhof, a. a. O., S. 95f. Anm. 39, 40. によれば Muldenhammer（ムルデン鍛造所）の所有者が新しく醸造所を建てたことに苦情をのべている。集落史は Blaschke, Ortsverzeichnis……, 3 Teil, S. 93, S. 95; Schlesinger, Handbuch……, S. 10ff. S. 85. を参照。

(74) Terao, Probleme……, S. 1~31; R. Gradmann, Die städtischen Siedlungen des Königreichs Württemberg, 1914, S. 17ff.

第5図 南北ドイツのビールと大麦の価格 1601～1810年

30年平均値、1リットルまたは100キログラム当りのグラム数



う。但しアウエが唯一回だけ名を連ねたのに対し、アイベンシュトックが再三登場してくるのは注目してよい。因みに、アウエは19世紀以降にエルツ・ゲビルゲの機械工業の中心地として成長していくのである⁽⁷⁵⁾。

さて、この時代は穀物価格が引続き上昇していくのにビールの値は次第に下り気味となる(第5図)。これは都市ビールの品質低下(第6図)や農村ビールの更なる進出によると共に、葡萄酒、火酒、コーヒー、紅茶のような代替飲料の需要増大とも関係がある。前者については18世紀の末にビール商品全体の五割以上が農村関係者の醸造するものであり、農村は勿論、多くの都市の市場でも成功した。後者については、特に低所得層が購入し易い火酒の登場が注目される。こうしたビールの市場関係が特権の障壁で守られた都市ビールに不利であったことはいうまでもない⁽⁷⁷⁾。しかも世紀の半ばに、

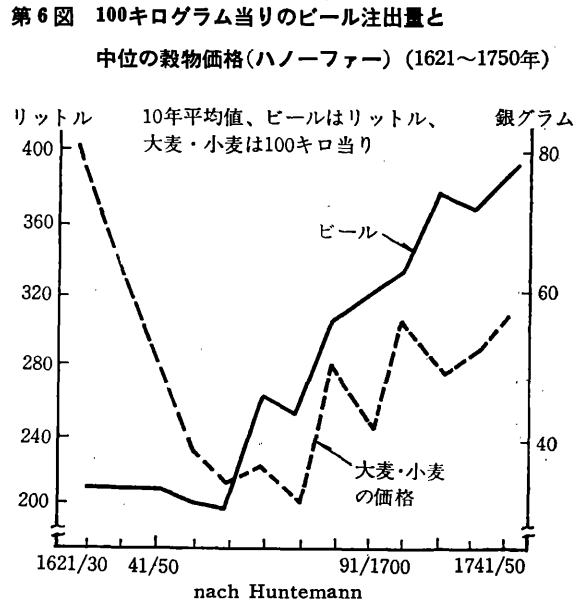
注 (75) Sieber, Studien……, SS. 87~146. Industriegeschichte von Aue; Schlesinger, a. a. O., SS. 10~12.

(76) Huntemann, a. a. O., SS. 223~232. 1751/1800年と1801/1820年でみると(1701/50年を100として)、ビールが105から130、火酒が130から203、葡萄酒が124から155、コーヒーが81から137、紅茶が95から140であった。この数字は火酒、葡萄酒、コーヒー、紅茶の輸入量が18世紀にすでに激増していることから需要の拡大によるとみてよい。

(77) Eichhof, a. a. O., S. 152f. によれば、グリムマ市の醸造回数(1年間)は、1577~78年の752に対し、1751~52年(193)、1768年(94 $\frac{1}{2}$)、1769年(194)、1770年(129 $\frac{1}{2}$)、1771年(8 $\frac{3}{4}$)、1772年(38)、1773年(78 $\frac{1}{2}$)、1774年(105 $\frac{1}{4}$)年であった。また、1799年のベルゲルンに細々と残ったビール醸造業においては、公定の大麦25シェッフェル(1回の醸造につき)が負担にすぎ、4人で一つの醸造、さらには4人で $\frac{1}{2}$ の醸造をするまでになっていた(Bartscherer, Angaben……, S. 228ff.)またそこでの公定価格(1樽7ターラー8グロッツェン)より約2ターラーも高い9タ

都市と農村の抗争の近世的一類型

領邦君主同士の擬制の大国主義外交によって再び深刻な戦火に見舞れたザクセンにおいて、18世紀後半に、この傾向はいよいよ決定的となる。そして、都市と農村の関係を近代促進の方向で再検討するのか、伝統固執の方向で守り切ろうとするのかが問題の焦点となる。否、単に都市と農村の関係だけではない。ザクセン選帝侯国全体の近代化が問われたたのである。1762年の国家再建の頭脳として登用されたフリッチュはいうまでもなく、啓蒙的とはいえ近代化を促進する党派にあった。この年に、彼がこの地位を固めたのは、1741年に官を辞して以来、実に20年もの月日



が必要であり、しかも首相ブリュール等の保守派が擬似大国主義外交による封建権力の自己顕示に狂奔したため、ザクセンの国土も住民も「七年戦争」の犠牲に供されたのである。⁽⁷⁸⁾

それでは1763年以降のビール抗争にフリッチュの「再建委員会」の影響を読みとれるであろうか？ 1769年の領邦侯宣告は、都市と農村の抗争を一般的な私事(私法上の事柄)とみなし、純粹に法の問題として扱う、とした。⁽⁷⁹⁾ 数世紀に亘る領邦議会での政治的解決は、ここに放棄された。それに先立つ戦後期に16世紀以来の裁定などを引用して相も変らぬ苦情が都市側から繰返されたにも拘らずである。さらに、1787年の領邦侯裁定は、都市は自らの醸造営業衰退に責任を負い、自ら解決を図るべきだとした。⁽⁸⁰⁾ 同様の裁定は1793年にも出された。この変化はフリッチュ等の啓蒙自由主義が領邦君主の政策に浸透した結果とみなしえよう。都市側がこの変化に敏感に反応したのは当然であった。伝統的な個別都市の苦情を山のように積んで、領邦君主の裁決を迫る遣り方ではなく、法治国家としての実を自己に有利に獲得すべく、抗争解決の方法・方策を問題とし、その立法化を迫るという方向転換が起った。農村関係者の自称権能を証拠立てることを法的に失権処置を伴う確定措置とする事、領邦君主の新設認可は今後与えない、ビール襲撃を中止する、不法に持込まれたビー

ーラー7グロッシュン6 $\frac{3}{7}$ ブフェニヒが樽売価格であった。大麦とビールの価格が背離し、安値のビールの採算が合わなくなった点は第5図を参照。なおこの時期に騎士がなお安定した経営をもちえた点は Huntemann, a. a. O., S. 218ff.

注(78) Schlechte, a. a. SS. 5~122. 彼は父親から相続した出版業によって財政上の余裕があり、1722~25年と1737年にオランダ、イギリス、フランスに長期に滞在した。特にフランスではモンテスキューなど百科全書派の人々と接触し、影響を受けたし、イギリスの国民国家やフランスの重商主義にも強い印象を抱いて帰国している。在野時代の系統的勉強が、1762年の劇的な返り咲きを可能ならしめたのであった。

(79) Eichhof, a. a. O., S. 118.

(80) Ebd., S. 119.

ルへの罰金や一定期間の権利停止の措置、処罰担当官吏への権限委託、密告者への奨励金、1555年に定められた法的手続の改善、上訴に際し占有訴権を認めず、一時停止の措置をとる。これらの新しい要求の仕方に応えたのが、1799年の「通則」⁽⁸¹⁾であった。罰金と巡察の制度的整備を実現する点で都市の要求をのみ、且つ国家の租税政策と都市醸造業の結びつきを図ることが、法的に確認された。但し、証拠立て、認可、占有訴権の問題は不問に付され、都市側の不満が残された。また騎士側は沈黙は承認ではないとして、伝統的な権利の保持を主張した。領邦政府は騎士の食卓用飲料の醸造権に関しても法的にはっきりした制約を設けたのであったが、基本的な国家方針としては重大な妥協が騎士との間にみられた。国家近代化の真の要めは、都市と農村の関係よりも、農村そのものの在り方にあり、前者はそれより派生する問題だという透徹した認識や態度は、フリッチュ等の「ザクセン党」に望むべくもなかった。その啓蒙自由主義は、領邦国家の擬似絶対主義の化石状況を上から自由化し、専制の近代化を図るものだったからである。それにしても、法律学者アイヒホーフが、まさに化石化、つまり中世都市の特権の絶対的回復を志向し、その豊富なビール法制史研究の結論としたのに比べれば、ライプツィヒの自由主義的改革派の嫡子であったフリッチュは、⁽⁸²⁾国家行政家としてはるかにしっかりと歴史の行方を見据える実践的視点を備えていたといえよう。そしてアイヒホーフの希望的予測にも拘らず、ビール抗争は19世紀になっても続いていく。ザクセンの農村はその双肩に封建身分制と都市独占という二重の重荷を引続き背負わされていったのである。

(経済学部教授)

注(81) Ebd., S. 125ff. 不法に持ちこまれたビールには1フィアテルにつき1ショックの罰金とされた。

(82) 両者の対照的立場をもっと問題の要めに移して行われた論争がある。1773年にライプツィヒで匿名で出版された小冊子「村取引について」Ueber den Dorfhandelと、1775年に同じく匿名で同じ都市で公刊された小冊子「エルツ・ゲビルゲの一愛国者の夢」Träume eines Erzgebürgischen Patriotenとの間の論争である。後者は幸いにドレスデンの「ザクセン国立図書館」で見出されたが(Sächsische Landesbibliothek, Dresdenの37/80/7809にAnonym 1775として在り)、前者は見出しえなかった。ここでは後者を使い両者の論点の違いを探る。著者は一種暴動状況にある都市を夢見、その只中に「原料がない、製品の値が上る、外部の需要が落ちる。村取引の故なのだ!」という嘆きの歌を聞いた途端に眼が覚めた。そこで「村取引について」を取り出して読むと、自分以上の無原則に気付く。あの著者は凡ゆる力で富もうとするのが商人というが、遠隔商業は奢侈と富の偏りをもたらす。また都市こそ自由な手工業の場で、農村は農業に専念すべきだというのが、エルツ・ゲビルゲの現実、都市とはいえ、同業組合もなく農村や個々の鉱山、溶鉱炉に都市法が与えられたもので、農村と区別して特権化する必要がない。むしろ村での必需品取引こそ必要なのだ。手工業の最良の発達は適在適所による。その住民にとり手工業こそ生業であり、鉱工業以外にも繊維工業のお蔭で生活の安定が望まれるのである。愛国とは私益ではなく公益を主張することだ。あの著者は都市の衰減が、国の、貴族の損失となるというが、むしろ農村での手工業と商業の振興こそ国のためになる。村商人が攪乱者として非難されるが、彼等は歳市や大歳市に出掛け、4か月も飲まず食わずで耐え、しかもお金を積んだら24時間の内に若者や職人を励まし、働かせている。それは合法的な権利であって、都市がこれに不満を申し立てるのは筋違いだ。

以上、後の小冊子の立場は明らかであろう。多分にエルツ・ゲビルゲの地域の特異性も感ぜられるとはいえ、一国の富が遠隔商業や中世都市の特権によるものではないという鋭い洞察が読みとれ、前者の小冊子の時代錯誤が浮彫りされる。その対照は、フリッチュとアイヒホーフの比ではない。所で二人の著者の身分は、前者が・オーバー・ラウズヴィッツの中世都市ツィタウの市長であったユスト C. G. Justであり、後者はザクセンの郡長を務め、文筆家でもあったシュッツ J. E. v. Schützであった。両者の立場の相違の背景に彼らの生活場が影を落していたといっても差支えなからう。